

「特別措置法」残り二カ年の段階に おける行財政の状況

——大阪府下市町村「同和」事業における財政状況——

部落解放研究所研究部
行 財 政 部 会

はじめに

長年にわたる解放運動の共闘の結果昭和四四年制定された「特別措置法」の期限も、残すところ既に二年を切っている。さらに「同対策答申」がでてからも一年以上を経過している。

この間、「同対策答申」及び「特別措置法」を武器として、各地で部落解放総合計画実現の闘いが展開されるなかで、生活環境改善を中心として、一定の前進をみたということはできる。

しかしながら、一定の前進をみたとはいっても、実際に

は「答申」一一年「特別措置法」八年以上を経過した今日なお、部落は非常に劣悪な生活環境の中に置かれている。これは「特別措置法」を受けた国の長期一〇カ年計画にいうところの前期五カ年で環境改善を中心とした基幹的な事業を全て完了させるとした目標が大巾に遅れた結果である。

このことは同和事業について、いわゆる「先進地」といわれている大阪などにおいても例外ではない。

さらに、全国的にみれば、各地域の事業の進展状況に格差が生じてきていることも否定できない事実である。「特別措置法」残り二年を切ったという時点においてなお、部

落が存在しているにもかかわらず東京都、神奈川県、愛知その他の県において地域指定をせず、同和事業を全く行っていないところが数多くあるということは極めて問題といわねばならない。これは、それら各自自治体の姿勢の問題もあるが、根本的には、解放行政に第一義的な責務をもつにもかかわらず、その責務を果そうとしない国の怠慢によるものである。

一昨年一月に総理府が発表した「同和地区精密調査報告書」では、「同和地区住民の生活水準は低位にあり、政府の長期計画の目標としている『同和地区住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因の解消』という段階へ達するには、なお解決すべき問題が多く、同和対策事業の一層の推進が図られなければならない。」と述べており、同和事業の進捗の遅れを認めている。

「答申」では、部落における劣悪な環境すなわち「実態的差別」の状態が「心理的差別」を生み、それが「実態的差別」にさらに結びついていくという悪循環―差別の拡大再生産について述べているが、それだけではなく、環境改善の闘い、総合計画実現の闘いは、まさに「いのちとくらし」を守る闘いである。

昨年九月の台風一七号による災害、一昨年の台風五号による災害、その前の小豆島の橋部落における被害などをみ

ると、災害において、最も大きな被害を集中的に受けるのは、部落差別の結果として、悪環境、危険な立地を余儀なくされてきた部落ということが出来る。

前記の調査は「中小都市のある地区では、地区全体が傾斜地にあるため、多量の降雨などがあれば、たちまち側溝からあふれる危険性をはらんでいる。」と報告しているが、このような状態は、多かれ少なかれ、全ての部落に共通するといえよう。そのように、部落が危険な環境におかれていることは、国の行うような、おざなりな調査では明らかとはならない。ここに、部落住民自らの手による実態調査の必要性がある。

国は、昭和四六年度に行った調査を基に昭和四七年度から昭和五三年度までの物的施設にかかる同和事業費を四、七三三億円と計算していたが、昭和五〇年度に行った「全国同和地区実態調査によると昭和五三年度までの同和事業費は全国で一兆二、〇八二億円となっており、未報告分や、国が同和事業と認めていない府県単独分、及び超過負担分を加えるとともに巨額なものとなるものと思われる。これに対し国は前期五カ年で一一八三億円、後期四カ年を含めても五、〇五一億円しか予算化しておらず、仕残した事業の方が何倍となく多い。

このように、極めて遅れた状態が判然とした以上、部落

住民自らが現時点における全国各部落の実態と部落解放総合計画の進捗状況を明らかにする調査を行うとともに、今日までの「特別措置法」具体化の闘いを総括し、その問題点を明らかにすることを通じ、「特別措置法」の期限内にいかに関わりをとり戻すかの闘いと「特別措置法」強化延長の闘いを推進する必要がある。

さらに、これまでも言われてきたことであるが、部落解放総合計画が、従来環境改善を中心に進められてきたことは否めない事実であるし、部落の劣悪な環境からして、今後とも積極的に進めていかねばならないが、これまで最も遅れてきた部分であり、かつ、部落解放の根本課題である、生活の向上、解放教育の推進、仕事保障、産業の振興、部落解放の人材養成等の問題に重点を置き、これらに対する国の抜本的な対策を要求していくことが重要である。

従って、部落解放の行政を推進していく立場にある地方自治体の、これまでより以上の取組みが要請されるところであるが、現在の行財政制度のなかで、一割自治ともいわれるような困難な財政状況におかれている市町村が、低成長期を迎えて、同和対策事業を実施していくうえで国や府県の上記の以上での財政援助の確立がなければ、実際問題として難しいといわねばならない。

地方自治体における同和対策事業の推進のための動力と

策の遅れを「同和事業に金を使いきるからだ」とか、「同和事業が市町村財政を圧迫している」とかいうような差別キャンペーンが行われており、それに影響された「ネタミ差別」の意識がでてきている状況に鑑み、部落解放総合計画の推進のみならず、全国民の福祉社会への要望を満足せしめる行政対応を実現するための運動、行政、市民、労働者の力を結集して地方財政を強化し、地方自治を守る闘いを強化、浸透していかねばならないときであって、そのため、多くの人びとに真の地方財政危機の原因は何か、どこでどう闘うべきかを同和対策事業にかかる財政状況を通じて正しく理解してもらうための資料として発表するものである。

なお、「特別措置法」即時具体化の闘いや強化延長の闘いに際し、国の措置の実態の不十分さを明らかにし、どのような点を改めさせていくかの資料ともなれば幸いである。

第一章 昭和五〇年度における大阪府下市町村同和対策事業にかかる財政状況と国の措置の実態

部落解放総合計画の推進に伴ない、比較的進んでいると

しての国の財政援助措置については、「特別措置法」に基づく「特別の助成」という形で、「特別措置法」の最も重要な規定となっており、これにより格段の計画推進が期待されたのであるが、法制定後、国は一貫してその具体化をさばり続けてきたといえる。このことが部落住民の要求に添えていこうとする地方自治体の意欲を減退させ、部落解放総合計画の推進を遅延させる結果を招いているとともに、一部で行われている「ネタミ差別」をめぐり、差別キャンペーンを行わせる原因となっているのである。このような国の姿勢は差別キャンペーンの行為者とともに断固糾弾されなければならない。

現在、部落解放研究所の行政部門の調査部会において、部落解放総合計画の進捗状況等について、調査を実施しているもので、その総括については後日行われるものを待つこととして、当部会としては、府下市町村同和対策事業にかかる財政状況と国の措置の実態ということにしばって報告することとした。

この報告は、紀要七号に発表したものに続くものであるが、いままでもなく本報告は、部落解放総合計画にとって重要な時期において、地方財政の貧困が原因あるいは口実となつて、現実に総合計画の実現が遅延しているだけではなく、本来、地方財政の貧困そのものが原因しての一般施設

いわれている大阪を中心として、昭和四八年度からこの年度にかけて悪質な同和事業攻撃や解放運動に対する中傷がエスカレートした。その多くは、同和事業費について、いわゆる「同和とり過ぎ論」、「同和予算による市町村財政圧迫論」である。これらについては厳しく糾弾する必要があるが、それとともに、はじめにのところで述べたように、その口実となっているのが国の措置の極めて不十分さ故であることを考えると、国の姿勢を正していかなねばならない。

この第一章においては、そういう国の姿勢や措置の実態を明らかにするとともに、行われている同和事業攻撃や解放運動に対する中傷がいかに関わり曲化されたデマであるかを指摘しておくこととする。

一、昭和五〇年度市町村同和対策事業費の状況

(この項については別紙資料2、3及び4を参照のこと。)

昭和五〇年度の大阪府下全市町村における同和関係経費(市町村が同和予算で組んで執行したもの)の決算額は八二七億二、六三五万円であり、普通会計歳出総額一兆一、九六七億四、一三六万円に対し六・九％となっている。

表1でみると、同和関係経費決算額八二七億二、六三五万円のうち六六・二％を占める五四七億三、一九〇万円が施設

建設等の普通建設事業費であり、残り三三・八％にあたる二七九億九、三四五万円が運営関係費となっている。普通建設事業費の全体額は三、九二五億五、三七一万円であり、そのうち同和関係費は一三・九％を占めている。

この普通建設事業費について、それぞれ事業別にみると、住宅、道路、下排水等の生活環境施設整備費が二三九

<表1> 昭和50年度同和関係経費決算額

		(大阪府下全市町村)	
項 目		決 算 額 万円	構 成 比 %
普通建設事業費	生活環境施設整備	2,397,294	43.8
	社会福祉施設整備	1,088,426	19.9
	産業関係施設整備	127,339	2.3
	教育関係施設整備	1,809,463	33.1
	その他施設整備	50,768	0.9
	計	5,473,290	100.0
運営関係経費		2,799,345	33.8
合 計		8,272,635	100.0

億七、二九四万円が四三・八％、保育所、共同浴場等の社会福祉施設整備費が一〇八億八、四二六万円が一九・九％、農林・商工等の産業関係施設整備費が一億七、三三九万円が二・三％、小・中学校等の教育関係施設整備費が一八〇億九、四六三万円が三三・一％を占めている。「部落とろすぎ論」をふりまわしている一部の人は、常にこのような予算や決算の額のみをとらえて云々しているが、その内容やなぜそれだけの予算を必要とするかについては意図的に分析せず、また歪曲しているところに問題がある。表1をみるかぎりでも、四三・八％が住宅、道路、下排水等に使われているということは、むしろ、行政差別のなかでこれまで部落がいかに劣悪な住環境のままに放置されてきたかを表しているといえよう。部落の住環境の差別の結果としての劣悪さについては、総理府による精密調査の際、実際に部落内に立入ってみた国の職員もその実態を確認し、声も出なかった程である。この結果、調査報告においても部落の劣悪な住環境を認めざるを得なかったのである。部落の環境改善は平均的水準にあったものをより高度なものとするのではなく、差別の結果として劣悪な状態に放置されてきたものを改善しようというものであり、これらの事業はもともと一般対策として、過去において既に実施されていなければならなかったものであるが、過去の

資本投資がなされておらなかったため、現在ある程度の投資の多さはやむを得ないことである。部落差別の結果として最も低質な住環境のもとに定住を余儀なくされてきたのが部落であり、その住民が自らの権利を自覚し、主張する闘いのなかで、部落の環境改善をかちとってきた歴史的経過や、部落のおかれている実態を知らない一般府民に対し、予算の大小のみをあげつらって、「ネタミ意識」をおおることとは許されないことである。「ネタミ意識」をもって同和予算、同和事業を批判するのではなく、部落の実態、差別の実態を知り、部落解放運動のなかでも行政闘争の歴史的経過を学ぶなかで、全般的な行政の低水準を正す方向で考えていかなければならない。そうすることによって、真の福祉社会が実現するのである。

次に、教育関係施設整備費については三三・一％を占めている。子ども達の教育は差別の結果として教育を受けられなかったため、いろいろな不利益を受けて苦しんできた部落の親達の悲願でさえある。過去において、部落の子ども達の通う学校は教育水準が低い、ガラが悪いということで他校への越境がまかり通り、その口実として設備の劣悪さということが使われてきただけでなく、越境による生徒数の減がさらに配当予算の減ということで設備の劣悪性を増大させる悪循環を生んできたという歴史的事実を見のが

してはならない。その結果として、部落解放にとって最も基本的な課題である教育の機会均等が保障されず、部落の子ども達の低学力を克服し得ず、ひいては就労の機会均等もうばわれてきたという現実のなかから部落の父母がたち上り、教師や同じ学校に学ぶ一般地区の子ども達の父母とも共通の課題という認識のもとに闘うなかで、教育条件の改善をかちとってきたのである。特に学校の場合、部落住民が先頭にたつて闘った結果実現した教育条件の改善は、部落の子ども達だけでなく、同じ学校に学ぶ全ての子ども達に有利な条件を保障する結果となっているのである。

勿論、同和对策事業は部落完全解放のため部落住民の要求に応じて行われるものであるが、その推進によって全体の行政水準を引上げる効果を有するとともに、事業そのものの利益が結果的に部落住民のみでなく、一般地区住民にも及ぶものは非常に多いと考えられる。

このように、全ての同和对策事業は、部落差別の実態と住民の自覚に基づいた権利の要求に応じて行われているものであり、そのために地方自治体が経費を支弁することは地方自治体の責務として当然というべきであろう。ところが、一部の人はこれら経費支弁に対し反対するだけでなく、デマ、中傷によって「ネタミ差別」をおおっているのであるが、基本的な事業に要する経費だけでも七割

以上を占めている理由を部落の実態と合せて十分考える必要がある。つまりところ、「ネタミ意識」というものが、国民全体の生活条件が決して高水準でないところからである。国民全体の生活条件の低位性を打ち破るため、部落解放運動に学び、共に手を携え政府自民党や独占資本との闘いを展開していくべきである。

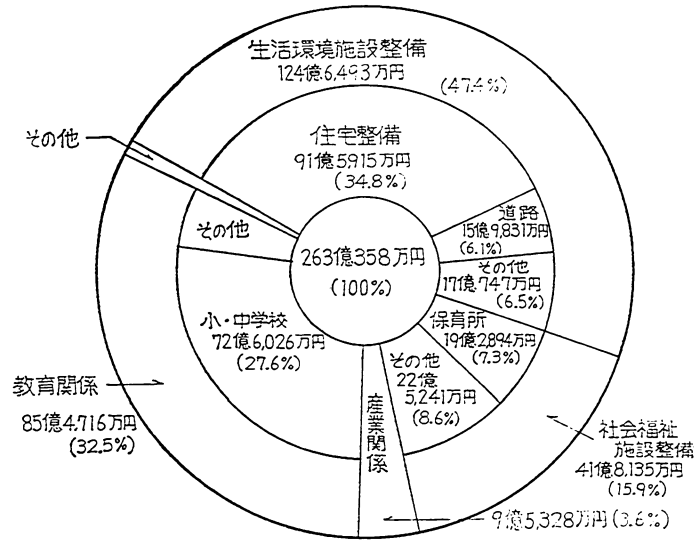
二、昭和五〇年度関係市町村同和对策事業費の決算状況

昭和五〇年度の大府下関係市町村（除大阪市）二二市町村の普通会計における同和对策事業費は四一五億七、〇一四万円であり、普通会計決算総額六、三三二億八、四二八万円に対して六・六％となっている。同和对策事業費四一五億七、〇一四万円のうち、施設建設等に要した「普通建設事業費」は二六三億三五八万円と六三・二％を占めており、残り三六・八％の一五二億六、六五六万円が人件費を含む運営関係経費となっている。これらをそれぞれ決算総額との関係で見ると、「普通建設事業費」については総額二、〇五〇億八五九万円であり、うち同和関係は二六八億三五三万円であるから二二・八％となり、「運営関係経費」については総額四、一八一億七、五六九万円のうち同和関係経費は一

五二億六、六五六万円と三・六％となっている。これをみると、「普通建設事業費」については二二・八％とかなり高率になっているようであるが、前述したようにその必要性があるということ、後に説明を加えるが、一般対策に比し高率の助成があるためであり、一部の人々のような「使いすぎ」ということはあたらぬ。（別紙資料4を参照）

ここで「普通建設事業費」二六三億三五八万円を事業内容別にみると、図1のとおり、住宅、道路、排水等住民生活に欠くことができない基本的な生活基盤の整備に要した経費である。生活環境施設整備費が一二四億六、四九三万円と四七・四％と半数近くを占めている。これは、一般対策として既に過去において当然実施されていなければならなかった性格のものであり、それが行われず、部落差別の結果として低位な生活環境のもとで定住を余儀なくされてきたため、現在、相当の生活環境改善に対する経費を要することとなったものである。次に、保育所、共同浴場などの社会福祉施設の整備に要した経費は四一億八、一三五万円（一五・九％）であるが、この経費については若干の説明を加えておく。この論文の源となったのは自治省の行う「地方財政状況調査」のための分類によっているため、この経費には、本来我われが教育施設としてとらえてい

<図1> 「普通建設事業費」の事業別内訳



る。保育所、解放会館（分類上は隣保館）の社教部分などが含まれているが、現時点では国の分類による資料しか入手出来ないこと、及び中央交渉の資料として使用する場

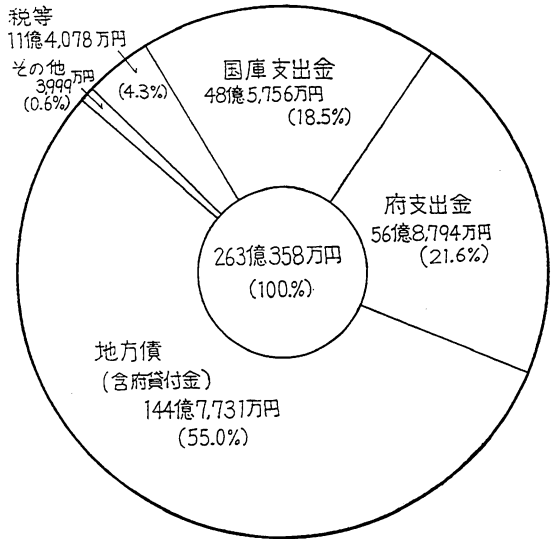
合、国に理解させやすいこと等から、あえて、分類替えはしていない。次に農林、商工関係等の産業関係の施設整備費は若干少なく、九億五、三二八万円と三・六％となっている。さらに、小・中学校の整備等の教育関係施設整備に要した経費は、八五億四、七二六万円と三二・五％を占めているが、このことについても、部落の子ども達の通う学校がいかに差別的なかで劣悪な環境で放置されてきたか、また、いかにそれが低学力に結びつき、就労の機会均等を阻害してきたかを考えるとき、この程度の教育施設の整備は当然と言ふべきである。そのような背景のもとで、「答申」においても部落解放のための行政の第一に教育を掲げているのである。しかるに、このように重要で、全ての国民の願いでもある教育条件の改善に対し、一部の人々は、「ぜいたく」とか「とてもない学校」とか言って攻撃を加えているのである。このような一部の人々のキャンペーンに子ども達のために最も鋭敏に反応し、闘うべき教師までが一語になって中傷を加えていることは許されることではない。（勿論このような教師ばかりではないが……）。部落の父母だけでなく、共に学ぶ子ども達の父母や良心的な教師集団が、「子ども達のため」という単一の目標に向かって闘った結果かちとった教育条件の改善の一つである。教育施設の整備に対し、「プレハブ教室で我慢していると

ころもあるのに」とか、「行き過ぎの学校」とか中傷することは、もってのほかのことである。プレハブ校舎と比べて、整備された学校を中傷するのではなく、プレハブ校舎を押しつけている教育行政を批判すべきであり、その方向での行動を行うべきである。それが「子ども達」の将来に責任を負う全ての「大人達」のとるべき道であろう。

このように、同和予算の「普通建設事業費」二六三億三五六万円のうち、生活基盤の整備に要する経費と、教育施設の整備に要する経費だけで二二〇億一、二〇九万円と七五〇を占めている事実は、いかに部落が行政差別のなかで放置されてきたかを如実に物語るものである。これらの事業は一般対策として当然やらねばならなかったものであり、部落以外では、過去からまがりなりにも進められてきたものであって、いわれるような、部落だけが特に「とりすぎ」とか「ぜいたく」とかいう批判は全くあたらない。むしろ、いままですべて差別行政の結果として、部落に金を使わなすぎたといふべきであろう。

次に、「普通建設事業費」二六三億三五八万円の財源内訳をみると、図2のとおり、国庫支出金が四八億五、七五六万円で一八・五％、府支出金が五六億八、七九四万円で二一・六％と補助金総額にして一〇五億四、五五〇万円四〇・一％と半分近くを占めている。これに地方債（含

<図2> 「普通建設事業費」の財源内訳



府貸付金) 一四四億七、七三二万円、五五・〇％を合すると額にして二五〇億二、二八一万円、率にして九五・一％となり、補助金及び地方債に大きく依存していることが分る。これは現在の地方財政制度のなかではやむを得ないこ

とであろう。

なお、「運営関係経費」の財源についてみると、総額一五二億六、六五六万円のうち、国庫支出金が六億一、二二二万円で三・九％、府支出金が一七億八、四二〇万円で一一・七％、地方債（含府貸付金）七、〇四七万円で〇・五％、税等が一、二五億四、一一〇万円で八二・一％となっており、税等の占める割合が高い。「運営関係経費」の中に人件費等一般予算でまかなうべきものを含んでいるということを考えて入れても、なお、財政援助措置が不十分といえよう。これは、今後、教育、労働等の対策を推進していくために改善する必要があると思われる。(別紙資料5及び6を参照)

三、「普通建設事業費」における「特別措置法」第七條の「特別の助成」の措置状況

「特別措置法」は同和对策事業について、財政上の措置を明確にすることによって、その積極的な推進をはかることを目的として、第七條では「同和对策事業に要した経費に対する国の負担または補助は、三分の二の割合」をもって算定する』ことを定めている。さらに、「特別措置法」第九條では、残りの三分の一の地方負担額は起債(地方債)で充当することになっており、同和对策事業では、当年度

の一般財源(税等)は不要というのがたてまえになっている。なお、大阪府に於ては、大阪市に対する一〇分の六、一部町村の一〇分の九を除いて、現行の考え方として、一般的には国・府合せて一〇分の八を措置することとしており、国が「特別措置法」第七條のとおり三分の二(六六・七％)を措置すれば、府はこれに対し八〇・〇％から国の六六・七％を差引いた一三・三％を負担することとなる。このような現行の大阪府の考え方によって、同和对策事業費のうち「普通建設事業費」二六三億三五八万円について、それぞれの負担すべき割合をみてみることにしよう。

まず、図3の上段は「特別措置法」どおりに措置された場合の負担割合を示しており、下段は実際の決算上の財源における負担割合の状況を示しており、かならずしも「たてまえ」どおりの市町村財政援助措置が行われていないことは明らかである。(別紙資料5及び6参照)

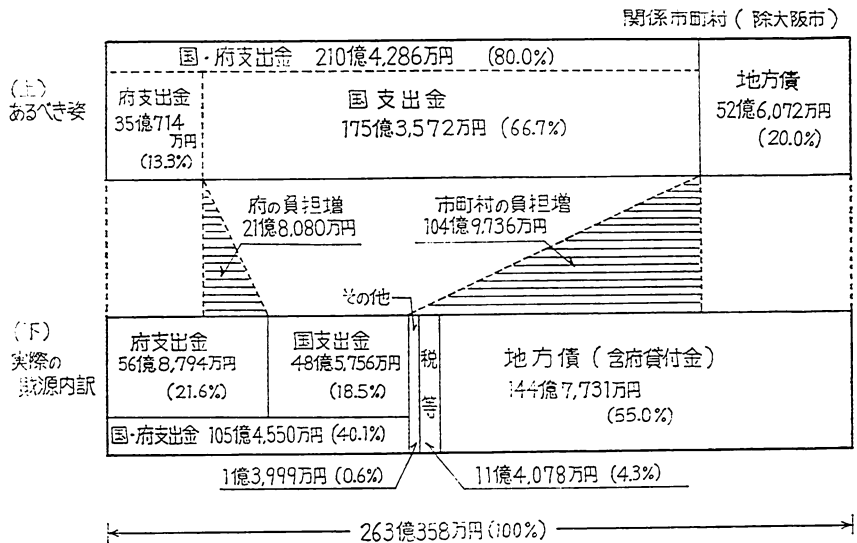
これらの状況について、さらに検討を加えると、図3をみても分るとおり、「特別措置法」第七條の規定からいって、国は事業費(二六三億三五八万円)の三分の二(六六・七％)を措置すべきであるから、国庫補助金の額は一七五億三、五七二万円になっていなければならない。ところが実際に措置された国庫補助金は四八億五、七五六万円に

については、全額を地方債により充当されることとなっている。したがって、「特別措置法」第七条及び府の現行の考え方では国・府合せて一〇分の八（八〇・〇％）を措置した残り二〇・〇％の地方負担額について、地方債が充当されることとなるのである。この考え方に基いて、同和対策事業費のうちの「普通建設事業費」二六三億三五八万円に対する地方債を算定すれば、国・府支出金が八〇・〇％で二二〇億四、二八六万円となり、残り二〇・〇％の五二億六、〇七二万円が地方債となる筈である。しかしながら、実際の地方債額（含府貸付金）は一四四億七、七三一万円となっており、事業費の五五％にもはたっており、市町村は九二億一、六五九万円も多く、「借金」をさせられているわけである。このことは、先にも述べたように、国が「特別措置法」の規定を守らず、国庫補助金の未措置額（国の値切り額）が一二六億七、八一六万円もの多額にのぼっているため、市町村が財源確保のため止むなく地方債の増発で切り抜けるを得なかつたことを示している。昨今の不況下における市町村財政の困難性の増大という状況のなかで、地方自治体において例外なく「財政の見直し」なるものが行われている。そのなかで、自治省路線に追随した「人件費自粛論」や「福祉後退論」が前面に出てきているが、それとともに、「同和予算削減論」がバラまかれてい

る。特に、同和行政の推進の中心的担い手であるべき自治体労働者の組合において、一部組合では、労働者本来の立場を無視し、「地方財政の健全化」「地方自治を守る」という見せかけだけのキャッチフレーズのもとに、「人件費自粛論」や「同和事業見直し論」を展開していることは、実に許しがたいものといわねばならない。地方財政困難の真の原因を最もよく知り得る立場にある自治体職員が特定政党の利益のため、真の敵と闘うこともせず、共に闘うべき友に對し中傷や攻撃を加えていることは、まさに利敵行為以外の何ものでもないのである。彼等が展開している「同和事業見直し論」の論拠の一つとして当部会がこれまで発表してきた地方債を含めた地方自治体の負担増がある。彼等は「人件費や住民の福祉までが財政難により後退せざるを得ない時に、地方自治体の財政を圧迫し、負担増を強いる同和事業は見直すべきだ。」と主張している。しかしながら、この社会に部落差別が存在する限り、同和事業は必要であり、景気の変動によって左右されるべきものではないこと、さらには、同和事業における地方自治体の負担増は部落住民の責任ではなく、国の責任であることは彼等以外の誰でもが理解し得ることであろう。

なお、ここで誤解のないように述べておくが、地方自治体にとって、地方債（含府貸付金）も貴重な財源であるこ

<図3> 昭和50年度「普通建設事業費」にかかわる負担割合



しかなっておらず、実に一二六億七八六万円という驚くべき巨額の「国庫補助金の未措置額」（国の値切り額）がでている。このように国は「特別措置法」の規定にもかかわらず、本来国が出すべき補助金の七割以上を値切っているからである。

一方、府の補助についてみると、府の現行の考え方としては、一般的に国・府合せて一〇分の八を措置することとなっているので、国が「特別措置法」に規定する負担割合の三分の二を措置しておれば、国の補助金は一七五億三、五七二万円となり、府の負担は事業費の一三・三％にあたる三五億七、四四万円であり、国が本来措置すべき補助金の三〇％に足らない額しか措置しないことにより、府の実際の補助金は事業費の二一・六％にもなる五六億八、七九四万円となっている。したがって、国が措置しないことによる府の補助金の負担増は二二億八、〇八〇万円となっており、「国の値切り」の肩替りを府がさせられていることになり、国が「特別措置法」とおりの負担をしていれば、さらに新たな対策に充当する等有効に使用できる金を国のためにカットされていると同様の状況に置かれているのである。

次に、地方債についてであるが、「特別措置法」第九条によって、国・府の支出金を差引いた残りの地方負担額に

とは間違いないことである。ただ、我われがこれまで同和事業について、地方債による措置を了とせず、地方債の増を地方負担額の増として取扱問題としてきたのは、国が地方債でゴマかすのではなく、「特別措置法」の規定どおり補助金で措置すべきであるという主張に基づくものではない。(地方債のうちの府貸付金については、市町村の立場にたった解放同盟の要求に対し、当時の府の総務部長は「償還時点において、市町村の財政状況を勘案して、しかるべき財政上の措置をとる。」と市町村に負担をかける旨の約束をしている。)

なお、「特別措置法」のたてまえからすれば、地方負担額については全額地方債で充当されることとなっているため、当年度においては一般財源(税等)は不必要な筈であるが、実際には一億四、〇七八万円を使用しており、「その他の特定財源」の一億三、九九九万円を含めて四・九%の一億八、〇七七万円となっている。

これまで述べてきたように、国が「特別措置法」の具体化をサポートしているため地方負担額が増大し、特に市町村においては財政上少なからぬ影響を受ける結果となり、部落解放総合計画の推進に対し消極的になったり、そのことを口実にサポートすることが憂慮されるところである。それとともに、地方自治体職員組合の一部組合員により「同

和事業に金を使いすぎる」とか、「部落がとりすぎる」とか、さらにエスカレートして、「同和予算を削れば市町村財政は好転する」とか、「財政危機克服のため同和予算を見直し(削減)しよう」とかいうような悪質な宣伝が行われており、さらには、行政の側にもこれらの宣伝を悪用または便乗して、同和行政の推進をサポートする動きすら一部にできてきている。これらの原因を作っている国の責任は重大であり、厳しく糾弾されるべきである。

四、国庫補助金未措置額の原因

前項で述べたように「国庫補助金の未措置額」は一億二億七、八一六万円もの巨額に上っている。この項においては、なぜ、このように多額の「未措置額」ができてくるのかについて、「特別措置法」とのかかわりにおいて考えてみることにしたい。

一般的にいうと、「国庫補助金の未措置額」の原因とされている主なものは、次のようなことといわれている。

(一) 「国庫補助対象事業」の範囲が狭いこと。(特に同和事業については、「特別の助成」の対象となるものの範囲が狭い。)

(二) 「国庫補助対象事業」となるべきものでありなが

のが対象となっていない。

(三) について

「特別措置法」第七条では「同和対策事業でこれに要する経費について、国が負担し、又は補助するものに対するその負担又は補助については、政令で特別の定めをする場合を除き、予算の範囲内で、三分の二の割合をもって算定するものとする。」と規定されているが、「特別の助成」の対象となり得る事業の多くが予算枠の制約から採択されていないのが現状である。

ちなみに、昭和五〇年度の「普通建設事業費」でみると、図4のとおり、「国庫補助対象事業費」として採択されたものの額は一三六億二、八三八万円(五一・八%)と「普通建設事業費」二六三億三五八万円に対し、ようやく二分の一を上回ったに過ぎない。四九年度の四六・三%に比べて、わずかに改善されているとはいえないもの、なお「単独事業費」が一億二、六億七、五二〇万円と四八・二%も占めているのである。

ここで問題となるのは、「特別措置法」第七条で規定している「三分の二の割合で算定する」負担又は補助は「予算の範囲内」という条件がついていることである。国はその年度の予算額において採択する事業の枠を設定して、そのなかで地方自治体の行う事業の採択枠を示すわけであ

ら、予算枠の制約から採択されないものが多いこと。
(四) 「国庫補助対象事業」の規模、基準、単価が実情に
くらべて低いこと。(特に用地取得費については補助
対象となるものが極めて少ない。)

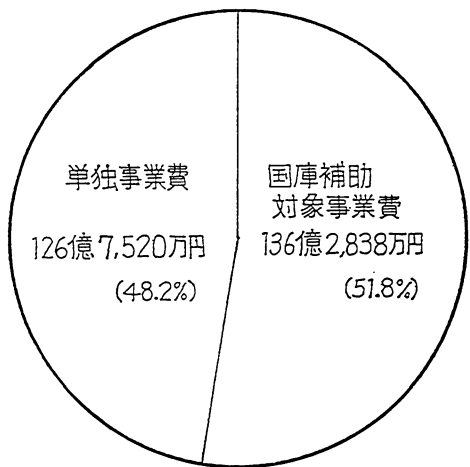
では、以上の三点について、「特別措置法」の規定と対
比しながら順をおって考えていきたい。

(一) について

「特別措置法」第五条では「同和対策事業の目標は、対象地域における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等を図ることによって、対象地域の住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することにある」と規定している。さらに第六条では、施策を行うべき事項として一号から八号までを明記しているが、特にその八号においては、「前各号(一号~七号)に掲げるもののほか、前条(第五条)の目標を達成するために必要な措置を講ずるものとする。」という包括的な規定を設けており、現在地方自治体が行っている事業の全てはそれに該当する筈であるが、実際には、具体的事業の実施についてはそれぞれの実
行法によっており、「三分の二の補助率」の「国庫補助対象事業」は別紙資料14のとおり極めて限定されたものとな
っており、診療所、青少年会館、社会教育施設等多くのも

る。例えば、ある年度の老人センター（国の制度では老人憩の家）について、国は大阪府全体で三カ所の事業枠を割当ててきたとすると（一般・同和を含めて三カ所である。）大阪府下市町村が全部で七カ所を計画したとしても、「予算枠の關係」ということで三カ所しか認めないわけである。このため、四カ所分については、事業を断念するか又は単独事業として実施するしかないこととなるのである。通常は予算枠以上の計画がある場合は、補正予算によって予算額を増額して措置するべきであるが、国はなかなかそ

＜図4＞「普通建設事業費」の国庫補助対象採択状況



助対象事業」となったものについての超過負担の問題について述べておきたい。「超過負担」については後の項で詳しく述べることにするので、この項と併せて考えてほしい。

「特別措置法」制定の際、これを審議した衆院内閣委員会において各党を代表した故八木一男委員が政府に対し質問をし、政府がそれに答弁を行っている。これがいわゆる「一二項目の確認事項」といわれているものであり、そのうちこの項に関連するものとしては次のとおりである。先ず、「同和对策事業の重要性にかんがみ、予算単価を実績単価とせよ。」という質問に対し、政府は「実態に即するよう処置をいたしますから、ご安心願いたい。」と答えている。さらに「補助対象に先行取得を含めた土地買収費、整地費を含めよ。」という質問に対しては、「先行取得を含め、土地買収費、整地費等の財源措置が必要であることはお話のとおりであります。これらの土地買収費、整地費等で国庫補助の対象とすることが適当でないものにつきましては、同和对策事業の重要性にかんがみまして、起債の措置を講じ、事業の推進に支障のないよう善処します。」と回答している。（昭和四八年発行の総理府編「同和对策の現況」参照のこと）

これらの確認がなされたわけであるが、実際の国の措置

のような措置をとろうとしないのが実情である。

このように「予算の範囲内」という条項をみるかぎりでは、「予算の範囲」を超えることによる「国庫補助対象事業」への不採択があったとしても、そのことのみをもって直ちに違法と断ずることは困難であるが、もともと法における「予算の範囲内」という規定は、行政府の誠実な対応を前提とした当然の注意規定であって、それを口実として事業を削減するためのものでは断じてないのである。「特別措置法」第四条では、「国及び地方公共団体は、同和对策事業を迅速かつ計画的に推進するように努めなければならない。」として、国に事業推進に努力する義務を負わせているのであるが、この規定からしても国は「予算の範囲内」という規定をふり廻す前に、地方自治体が計画する事業に十分見合う予算を組むべきである。

しかるに、そのような義務を負う国が「十分な予算を組むよう努める」こともせず、「予算の範囲内」という条項を悪用して、同和对策の推進をサポートすることは許されないことである。

(三) について

次に、国の未措置額の最も大きい原因であり、一般に分り難いものに超過事業費の問題がある。これまでの問題は「単独事業費」についての問題であるが、この項では「補助状況をみると、この答弁に反して国庫補助基準（国庫補助基本額）は実施事業の規模、単価等と大きくかけはなれているため、地方自治体における「超過負担額」を増大させ、同和对策事業の推進を困難ならしめている大きな原因となっているのである。

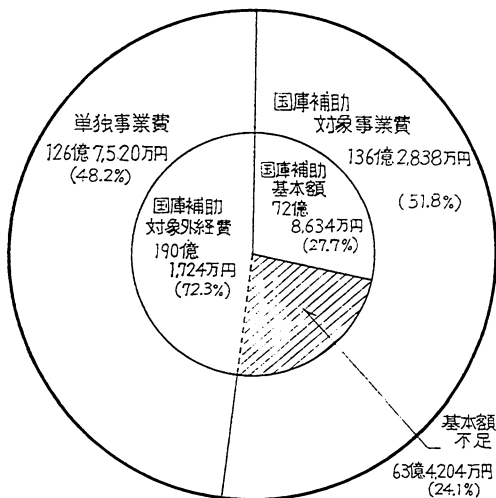
ちなみに、昭和五〇年度の国庫補助対象の状況をみると、図5のとおり、「普通建設事業費」二六三億三五八万円のうち「国庫補助対象事業費」は一三六億二八三万円であり、五・八％と過半数が確保されているようにみえるのであるが、そのうち実際に国庫補助金の対象となった「国庫補助基本額」は七二億八、六三四万円であり、二七・七％にすぎない。（国庫補助基本額については手もとに資料がないため、国庫補助額から逆算して算出した。）

これは、先にも述べたように、規模、単価等が実情とかけはなれているために生じたものであり、その結果として実質的に国庫補助の対象外とされた経費は、「普通建設事業費」二六三億三五八万円のうち、七二・三％にものぼる一九〇億一、七二四万円になっているのである。

なお、用地取得費については、国の誤った政策により、全国的にいても地価が高騰し、用地取得が困難となつて各地で事業の停滞を余儀なくされているのであるが、特に大阪のような大都市圏においてはその影響は甚大であ

り、国の補助が強く望まれるところであるにもかかわらず、用地取得費についてはそのほとんどが「国庫補助の対象とすることが適当でない」として、国庫補助の対象とな

＜図5＞「普通建設事業費」における
国庫補助対象の状況



(注) 斜線部分が基本額不足分

っていないのが現状である。(昭和五〇年度には共同作業場、共同浴場、集会所等の用地について、これまで「国庫補助の対象とすることが適当でない」とされていたものの一部が対象となっている。これらについては、やはり解放同盟をはじめとする、国に対する超過負担解消の闘いの成果として評価すべきであろう。)

いづれにしても、「普通建設事業費」の三〇〜四〇程度は用地取得費によって占められており、その財源の六〇〜八〇％を地方債に依存しているものと思われ、これがまた地方債増発の大きな原因ともなっているのである。

これまで述べてきたように、国は「特別措置法」の精神をふみにじてそのしわ寄せを地方自治体に負わせているのであるが、故八木一男氏は当初からこのことを見抜き、いわゆる「二項目の確認をさせるとともに、機会あることに熱っぽく訴え、また中央交渉において解放同盟の先頭に立って、国に対しその実現を迫って来られたのである。今後われわれとしては、「特別措置法」即時具体化の闘い、さらには強化延長の闘いに取り組むにあたり、その意志をついで政府に迫っていかねばならない。故八木一男氏は「二項目の確認事項」という形で、現在の「特別措置法」の欠陥を見事に指摘してくれている。強化延長の闘いにあたっては十分参考とすべきであろう。

五、府下市町村における「超過負担」の実態

通常「超過負担」といった場合、「国庫補助対象事業」について、(一)補助単価が実質単価にくらべて低いため生ずる「単価差」、(二)国庫補助金の対象となる数量(面積)が少ないため生ずる「数量差(面積差)」、(三)当然国庫補助金の対象とされるべき経費が対象から外されているため生ずる「対象差」等によって、地方自治体が「国庫補助基本額」以上に支出している額(これを事業費ベースの超過負担という。)をいっているのであるが、国は「超過負担」を極力小さく見せかけるため、いろいろ悪質な手を使っている。そこで、注意すべきことについて考えてみると、国が「超過負担」という場合は、「国庫補助の対象となつた事業」についてであつて、補助対象として認めない事業はもとより、補助対象となるべきにもかかわらず措置されなかつた事業や一部を除く用地取得費についてみていないのである。さらに「国庫補助対象事業」と「単独事業費」及び「補助対象外事業費」を設定するなど手のこんだやり方もある。なお、国に補助申請をさせる際、地方自治体に無言の圧力をかけて、国の都合のよい額で申請させ、「超過負担」を少なく見せ、さらには合法的に「補助金」をゴマカ

す方法をとっていた事実が「摂津訴訟」で明らかにされたことは記憶に新しいところである。

「超過負担」については「特別措置法」とのかかわりについて、我われとしては「特別措置法」第六条により全ての事業が第七条にいう「特別の助成」の対象であつて、その対象経費はあくまで「総事業費」と考えるべきであり、いままで述べてきたあの手の手の国のゴマカシを認めるわけにはいかない。「特別措置法」第七条では「同和对策事業でこれに要する経費」といっているのであり、「用地費は除く」とか「基本額以内で」とはいいないのである。第九条の地方債についても用地買収費の財源のためのみあるのではなく、「本来市町村が負担すべきもの」の当分の財源措置を定めたものと限定して理解すべきものである。しかしながら、そうはいっても実際にはなかなかそのように簡単にいくものではないことも事実である。先にも述べたように「特別措置法」第六条、第七条は、かなり抽象的、観念的かつ精神的な規定であり、実際の補助金等についてはそれぞれの規定に反していないかぎり、「答申」「措置法」の精神から大きく外れていたとしても、そのことだけを理由に法的に争うことはかなり困難であろう。なぜならば法は理論的にいって「差別」というものの存在を認めていないからである。ただ、理論的に差別を認めない

八十九万円かかっているのにそのうち八十四万円しか認めなかった結果、「対象差」による超過額として四〇五万円が生じている。これらを合計すると、この保育所の建物にかかる超過負担額は、じつに一億三、三二〇万円にもなっていることとなる。これについては「国も認めざるを得ない」「超過負担」であるが、さらに、このほかに用地取得費が一億一、九五七万円あり、これは国が補助対象として認めないので、これを全額「対象差による超過負担」として加算すると、「超過負担額」の総額はなんと二億五、二六七万円にも達し、その結果として国庫補助の未措置額（国の値切り額）は一億六、八四五万円にも達するのである。

このことについて、それぞれの負担率と額の面からみていくと、本来国は三分の一（六六・七％）の計算で一億九、五三〇万円を補助すべきであるにもかかわらず、実際には、わずか九・二％の二、六八六万円しか措置していないため、府補助金としては一三・三％の三、九〇六万円でありところが、四〇・三％の一億一、八〇〇万円を措置することとなり、二七・〇％にあたる七、八九四万円も国の肩替りをさせられていることとなっている。さらに、地方債については例えば一〇分の八補助のたてまえであるから、残り二〇・〇％の五、八五〇万円となるべきところ、実際には国の値切りの結果五〇・五％の一億四八五万円にも

ぼっているのである。

このように国の「値切り」の結果として、府負担の増大や地方債の高率化を余儀なくされているわけであるが、我われが「地方債の高率化」を憤るのは、前の項で述べたように、「特別措置法」の規定からいって、当然国が補助金で措置すべきであるという主張に基づくものであり、現在の財政制度のなかにあつては、地方債が市町村にとっての重要な財源であることにかわりがないのである。しかも、一部の人びとは同和予算を攻撃するに際して補助金を値切っている国の責任に言及せず、その結果増大した地方債について、地方債が市町村の借金であるという側面のみを強調するとともに、あたかもその年度の負担のように宣伝しているが、地方債というものは単年度をとってみれば、市町村の負担にはなっていないのであつて、後年度において年割りで償還するものであり、その償還金は「公債費」として「運営関係経費」という名で同和事業費の決算額に含まれているのである。したがって一部の人々のいっているように、その年度借入れた地方債と税等を合わせてその年度の市町村の直接負担のように宣伝することは、意図的であり、正しいとはいえないのであつて、地方債についての単年度の市町村負担はやはり「公債費」によってみるべきであろう。もちろん、借金である以上返さねばなら

<表2> A市保育所建設における国庫補助と超過負担の実態

(単位:千円)

区分	建物にかかる部分				用地 事業費	事業費計	国補助金
	工事単価	面積	設計監理 初度調弁費	計			
国規模基準 定員70人 1人当り6㎡ ^a	RC㎡当り 93,911円	(6㎡×70人) 420.0㎡	840	40,283	—	40,283	26,855
実施事業 定員70人 1人当り12.29㎡ ^b	RC㎡当り 195,816円	860.5㎡	4,890	173,389	119,566	292,955	
差 b-a	㎡当り101,905円 単価差による超過額 101,905円×860.5㎡ =87,689千円(A)	440.5㎡ 面積差による超過額 93,911円×440.5㎡ =41,367千円(B)	対象差による超過額 4,050 C	超過額 133,106 D	対象差による超過額 119,566	252,672 (D+E) F	

(財源構成調)

区分	総事業 費 A	国庫支 出金 B	府支 出金 C	地方負担			税 等 G	構 成 比					
				国 庫 借 入 金 D	地 方 借 入 金 E	地 方 財 政 計 F		B/A	C/A	F/A	G/A	(B+C)/A	(F+G)/A
あるべき 姿 a	292,955	A×% 195,303	(A×%) ^c -B 39,061	58,500	0	58,500	91	66.7	13.3	20.0	0.0	80.0	20.0
実施事業 b	292,955	26,855	117,997	119,400	28,648	148,048	55	9.2	40.3	50.5	0.0	49.5	50.5
差 b-a	—	△ 168,448	78,936	60,900	28,648	89,548	△ 36	△ 57.5	27.4	30.5	△ 0.0	△ 30.5	30.5

「法」もその成立時点で「部落差別」の存在について何らの認識も示していないことに問題があるといえよう。これを打破し、解決するための闘いを続けるなかで、はじめにこれらを解決するものといえるのである。

「超過負担」について、これまで種々の観点から若干の解説を加えてきたのであるが、実際の「超過負担」の状況は行政上のおもむく等から正確に把握することは、なかなか困難なことである。そこで、最も端的な方法として昭和五〇年度において大阪府下市町村が実際に施工した事業について、国の補助の状況や「超過負担」の状況を明らかにしておきたい。

表2はA市における保育所建設の例であるが、国庫補助金の算定にあたって、実施規模（一人当り一二・二九㎡）に対して国の認めた規模（一人当り六㎡）が小さいために「規模差（面積差）」による超過額として四、一三七万円が生じており、さらに単価について、実質単価（㎡当り一九五、八一六円）に対して国の基準単価が㎡当り九三、九一一円と極端に低いため、「単価差」による超過額が八、七六九万円にも達している。国は㎡当り九三、九一一円の建設費で保育所が建つと思っているようであるが、建設費の高騰している昨今このような単価で建つ筈がないのである。なお、国が設計管理費や初度調弁費等について、実際に四

<表4> C市解放会館における国庫補助と超過負担の実態

(単位:千円)

区分	建物にかかる部分				用地 事業費	国補助金	
	工事単価	面積	初度調弁費	計			
国規模基準 198㎡ a	RC㎡当り 89,100円	198㎡	880	18,521	対象外	18,521	12,346
実施事業 940,222㎡ b	RC㎡当り 247,177円	940,222㎡	4,714	237,115	154,881	391,996	
差 b-a	㎡当り158,077円 単価差による超過額 158,077円×940,222㎡ =148,628	742,222㎡ 面積差による超過額 742,222㎡×89,100円 =66,132	対象差による 超過額 3,834	超過額 218,594	対象差による 超過額 154,881	超過額 373,475	

(財源構成調)

区分	総事業 費 A	国庫支 出金 B	府支出 金 C	地方負担				構成比					
				国起債 D	府貸付 金 E	地方債 計 F	税 等 G	B/A	C/A	F/A	G/A	B+C /A	F+G /A
あるべき 姿 a	391,996	A×% 261,330	(A×%) 52,266	78,400	0	78,400	0	66.7	13.3	20.0	0.0	80.0	20.0
実施事業 b	391,996	12,346	167,190	88,100	123,756	211,856	604	3.2	42.7	54.0	0.1	45.9	54.1
差 b-a	—	△ 248,984	114,924	9,700	123,756	133,456	604	△ 63.5	29.4	34.0	0.1	△ 34.1	34.1

置されていない。そのため、府の補助金は一三・三％の二、九四〇万円よりところが一七・七％の三、九〇七万円、地方債は二〇・〇％四、四一〇万円のところであるが実際は四九・七％の一億九六〇万円にのぼっている(当年度)。なお、府建築部の場合、起債償還元利補給制度をとっているため、府補助金は最終的には総額で一億一、四三三万円となり三八・五％となる。したがって、ごく大ざっぱにいうと、地方債は三、四三三万円となり一五・六％の低率になる勘定である。

次に、表4はC市の解放会館(国では隣保館)建設の実例である。まず、規模については実施事業の九四〇・二二二㎡に対して、国の認める規模が一九八㎡しかなくその差が七四二・二二二㎡もあることにより、「面積差」による超過額が六、六一三万円となっている。単価については、一㎡当りの建設費が実施事業で二四万七、一七七円のところ、国の基準単価は八万九、一〇〇円であるため、「単価差」による超過額として一億四、八六三万円が生じている。さらに、「対象差」による超過額として、初度調弁費で三八三万円、用地買収費で一億五、四八八万円が生じており、超過額の総計では三億七、三三七万円にものぼっている。

この施設についての負担割合をみていくと、解放会館の場合、国の補助は本来措置さるべき六六・七％、二億六、一

<表3> B市公営住宅建設における国庫補助と超過負担の実態

(単位:千円)

区分	建物にかかる部分				用地 事業費	国補助金	
	工事単価	面積	設計監理費	計			
国規模基準 1戸当り59.0㎡ a	RC㎡当り 93,397円	16戸×59.0㎡ 944㎡	4,134	92,310	対象外	92,310	61,540
実施事業 1戸当り74.146㎡ b	RC㎡当り 112,952円	16戸×74.146㎡ 1,186,336㎡	7,510	141,510	78,991	220,501	
差 b-a	㎡当り19,555円 19,555円×1,186,336㎡ =23,199	242,336㎡ 93,397円×242,336㎡ =22,634	3,367	49,200	78,991	128,191	

(財源構成調)

区分	総事業 費 A	国庫支 出金 B	府支出 金 C	地方負担				構成比					
				国起債 D	府貸付 金 E	地方債 計 F	税 等 G	B/A	C/A	F/A	G/A	B+C /A	F+G /A
あるべき 姿 a	220,501	A×% 147,000	(A×%) 29,400	44,100	0	44,100	1	66.7	13.3	20.0	0.0	80.0	20.0
実施事業 b	220,501	61,540	39,071 (75,279)	109,600 (△75,279)	0	109,600 (△75,279)	10,290	27.9	17.7 (34.1)	49.7 (△34.1)	4.7	45.6 (34.1)	54.4 (△34.1)
差 b-a	—	△ 85,460	9,671 (75,279)	65,500 (△75,279)	0	65,500 (△75,279)	10,289	△ 38.8	4.4 (34.1)	29.7 (△34.1)	4.7	△ 34.4 (34.1)	34.4 (△34.1)

※府支出金の項()内は肩替り補助で外数である。

ないし、利子もつく。「公債費」の増加は地方財政にとって好ましいものではない。したがって、解放同盟は国に対し「特別措置法」第七条の高率補助や第一〇条の交付税措置の完全実施を迫っているのである。いづれにしても、一部の人は地方債増大の真の原因である「国の値切り」を免罪し、部落住民に対しその責を負わすことはやめるべきであらう。

次に、表3はB市における「同和向公営住宅」の建設であるが、規模については、一戸当りの実施事業の面積七四・一㎡に対し、国の基準は五九・〇㎡となっており、一五・一㎡の差があるため、「面積差」による超過額が二、二六三万円生じており、一㎡当りの建築単価が実施事業の一・二、九五二円に対し国基準が九三、三九七円と一九、五五五円の差があるため「単価差」による超過額が二、三二〇万円生じている。さらに設計監理費等で実際には七五・一万円を要しているが、国が四一・四万円しか認めないため「対象差」による超過額が三三・七万円生じており、用地費についての「対象差」による超過額の七、八九九万円を含めると、超過額の合計は一億二、八一九万円にのぼっている。

これについて、負担状況をみてみると超過額が高額となっている結果として、本来六六・七％で一億四、七〇〇万円あるべき国庫補助が二七・九％の六、一五四万円しか措

三三万円に対し、実際は一、二三五万円で三・二％と国の補助が極めて少ないことが目につく。これを府の補助金と地方債でカバーせざるを得ないため、府の補助金は一三・三％の五、二七万円であるべきところを四一・七％の一億六七一・九万円を要しており、地方債についても二〇・〇％の七、八四〇万円が五四・〇％の二億一、一八七万円に上っている。このように、総事業費の九六・七％も府補助金や地方債でまかなわざるを得ないことは、「特別措置法」の精神からしてむしろ異常な状態といふべきであり、国の解放会館に対する認識を根本的に改めさせる必要がある。

以上のように、わずか三件の例をとってみただけであるが、これらは特別な例ではなく全ての事業がこのような状態であり、国の補助措置がいかに不十分なものが明らかである。この国の怠慢やゴマカシのしわよせが全て地方自治体に関わされているのであり、このことが部落解放総合計画を遅延させるとともに、差別キャンペーンに口実を与えているのである。このような国の姿勢は「同対策答申」や「特別措置法」の精神をふみにじり、部落解放に逆行するものであって、だんじて許しがたいものである。同和行政は部落解放のために積極的に進めていくべきものであり、それにとまなう財政負担は行政として当然であるとともに、「超過負担」は住民に全く責任のないものであり、

「特別措置法」に定められた措置をしない国の責任であることは、まぎれもない事実である。現在、同和行政に意図的攻撃をしかけている一部の人は、このような国の姿勢をこそ問題にすべきであることを強調しておく。

六、地方債元利償還金に対する国の「特別の措置」の実態

これまで述べてきたように、同和对策事業については、その相当な部分を地方債に依存している。これは国が「特別措置法」の具体化をサボリつけ、特に第七条の「特別の助成」を値切りつけてきた結果である。

「特別措置法」第一〇条では、このような地方債の償還について、「同和对策事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起した地方債で、自治大臣が指定したものに於ける元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。」と定め、元利償還に要する経費の一〇〇分の八〇〇を基準財政需要額に算入することによって、地方交付税による措置を行い、地方債の元利償還金の増大が市町村財政を圧迫することのないようにしている。こ

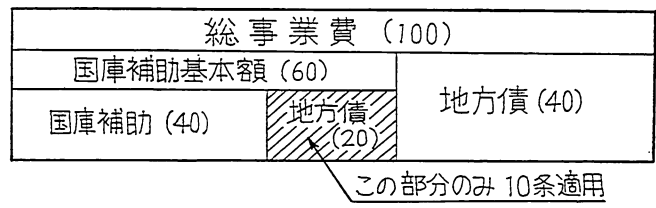
れがいわゆる「一〇条適用」といわれている措置である。このとおり措置されておれば、元利償還金のはとんどが地方交付税でまかなわれ、部落解放総合計画はさらに推進され得るわけであるが、これについても国のゴマカシがあって、「特別措置法」の精神がふみにじられているのである。この項ではそのことについて説明しておくこととする。

「特別措置法」第一〇条では「自治大臣が指定したものの」という条項が先ず問題である。第七条の説明の項で述べたごとく、「自治大臣が指定したもの」という規定は第七条の「予算の範囲内」という規定と同様に、ある意味では危険な規定ともいえる。なぜならば、「指定したものの」ということは、「指定」しなければ「措置」しなくとも問題はないということにつながり、国にサボリの口実を与える結果となっているからである。これは実にケシカラン論理であり、全く逆である。すなわち、国が「特別措置法」を尊重して本心に「措置」する気があるならば、当然全てを「指定」する筈である。しかるに、実際には多種多様にわたる同和对策事業のうちで「自治大臣が指定」しているものは、別紙資料15のとおり、極めてわずかである。

次の問題であるが、「指定事業」に属するものであっても予算枠の制限等によって「国庫補助の対象」とならず、

単独で措置されたものについては、一〇条適用がなされていないのが実情である。さらに「指定事業」であり、「国庫補助の対象」となったものであっても、その事業に充当

<図6> 10条適用の実態 (総事業費100とする)



された地方債の全額が一〇条適用され、その一〇〇〇分の八〇〇が「基準財政需要額」に算入されるわけではなく、図6のとおり、今かりに総事業費を一〇〇として府補助、一般財源を考えに入れず、国の補助と地方債のみで事業を行ったと仮定した場合、地方債全体の40+20=60が一〇条適用されるのではなく、「国庫補助基本額」に対応する地方債の20のみが一〇条適用されることとなっているのである。このように、「国庫補助基本額」から「国庫補助金」を差し引いた残りの額に対して充当された地方債（いわゆる「補助裏の起債」）にかかる元利償還金が一〇条適用の対象となるにすぎないのである。したがって、ここで大事なことは、「国庫補助基本額」が不当に低く抑えられているということは、単に国庫補助金が値切られるということだけではなく、それと同時にその「補助裏の起債」にかかる「一〇条適用」についても併せて値切られているということになるのであって、まさに二重、三重のゴマカシが行われているといえるのである。

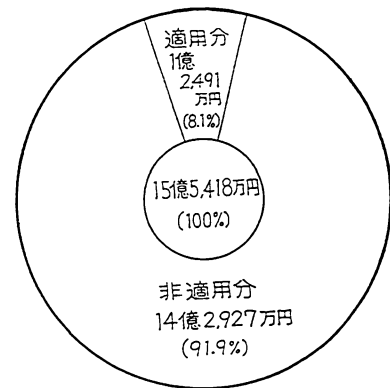
このことについて、昭和五〇年度の「一〇条指定」の状況を見てみると、次のとおりである。先ず、昭和五〇年度において市町村が借り入れた「同和对策事業債」については、図7のように関係市町村（除大阪市）で総額三九億二、五五八万円となっているが、そのうち「特別措置法」

第一〇条の指定分は一一・四％の四億四、六四〇万円にすぎず、非指定分が三四億七、九一八万円と全体の八八・六％にものぼっている。

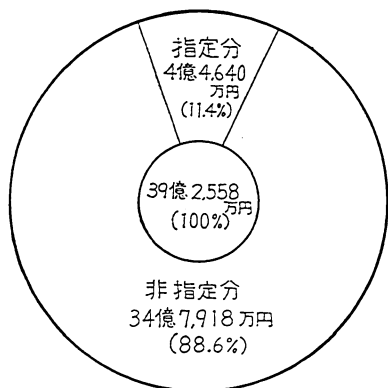
また、図8のように、大阪府下関係市町村（除大阪市）が過去において同和对策事業について既に起した「同和对策事業債」にかかる昭和五〇年度分の元利償還金は一五億五、四一八万円であるが、これをすべて「特別措置法」第一〇条の対象とすれば、その一〇〇〇分の八〇〇にあたる一二億四、三三四万円が地方交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入され、地方交付税において措置されることとなる筈であるが、実際に「一〇条適用」されたものは、これをはるか下回るわずか一億二、四九一万円であり、元利償還金の八・一％にすぎないのである。

これまで述べてきたことを総合して考えると、国は自ら「特別措置法」に規定する「特別の助成」をしなかった結果として、市町村がやむを得ず地方債の増発でやりぬけざるを得ないところに追いこんでいるのであり、これについては断固糾弾せねばならない。それとともに、国は自ら市町村をそのような立場に追いこんでおきながら、その償還にあたって、交付税で援助すべきと定められていることさえ無視し、一般財源（税等）によって償還させるといふゴマカシをしてはばからないのである。

<図8> 「同和对策事業債」にかかる昭和50年度分元利償還金の10条適用の状況



<図7> 「同和对策事業債」のうち10条指定の状況



ここで、つけ加えて述べておくが、これまでの記述で我々は誤解をおそれず述べてきたつもりである。しかしながら同和事業攻撃に熱心な連中から「それみるやっぱり我われのいうとおり同和事業が市町村財政を圧迫する原因になっているじゃないか」という声が出てくる恐れはたしかにあると思われる。だが、我われはそのような一部の為にするような声に気がねをする必要はない。我われはこの小論において国が当然果すべきことを果すように要求するための資料を提供しようとしているのであって、意図的に同和事業を攻撃しようとするもののテマゴギーのために利用されても恐れるには足りないとの自信を持っている。もし、彼等がそのようなことを言い続けるならば、加害者である国の怠慢を黙認し、被害者である部落住民とその解放運動、さらには全ての被圧階級を攻撃する行動として、全ての心ある国民大衆の指弾を受けることとなるであろう。

七、「運営関係経費」の状況

この項においては同和事業費のうちの運営関係経費について簡単に述べることにする。この小論の基礎資料として使用した調査については、かなり大まかな調査となっており、特に「運営関係経費」

についてはその傾向が著しい。今後の調査が必要と思われる。

大阪府下関係市町村(除大阪市)の昭和五〇年度の同和対策事業費四一五億七、〇一四万円のうちで、三六・八%にあたる一五二億六、六五六万円が「運営関係経費」となっているが、その財源についてみると、国の補助は本来の六六・七%として計算すれば一〇一億八、二八〇万円になるべきであるが、わずか三・九%の六億一、二二万円にしかすぎず、府補助金の一七億八、四二〇万円、一一・七%を加えても総額に対して一五・六%の二三億八、五四二万円にしかならない。それに比べて一般財源(税等)の占める割合は八二・一%の高率となっており、金額にすると一、二五億四、一一〇万円にも達している。(別紙資料5及6を参照)

このようなことがなぜ生ずるかと言えば、国の「運営関係経費」に対する補助対象範囲が非常に狭いため「国庫補助対象経費」となるものが非常に少ないこと、「国庫補助対象」となっても基準、単価が実質と大きくかけはなれていることが大きく影響しているといえる。さらに、「特別措置法」第七条は同和事業についての三分の二の補助をうたっているのであるが、その条文のなかに「政令で特別の定めをする場合を除き……三分の二の割合……」と規定して

やり方によって、いかに地方自治体がしわ寄せをうけているかは、はかり知れないものがある。と同時に、そのことによって部落解放総合計画の実現を遅延させ、他方で「ネタミ差別」を惹起する最も大きな原因となっているのである、このような事態を招いた国の責任は重大であるといわねばならない。

ところで、従来から同和事業を攻撃してきた一部の人やその影響下にある各種の団体(特に自治体労働者による一部の団体)が、現今の不況下における地方における地方財政危機を背景に、「同和地区に金を使ひすぎる」「同和事業をやるから市町村財政が圧迫される」とか「地方財政危機をのりきり、赤字再建団体転落を防止するため、同和事業、同和予算の見直しをしよう。」というような一連の「地方財政危機」に悪のりした部落解放に逆行し差別を拡大助長するような悪意に満ちた宣伝が行われている。自治労傘下の労働組合においても、日本共産党の指導下にある組合においては不況下における住民の不満に対し正しく対応することなく迎合するとともに、「地方自治を守るため」という口実のもとにこれまで労働者が汗と油で築き上げてきた「労働条件」を放棄し、党勢の拡張のみにこり回っているのである。これは、もっと考えてみるなら、「住民福祉や労働者の賃金さえどうなるかわからない時に解放同盟は無茶

いる。実はこの「政令で特別の定めをする場合」という規定が「運営関係経費」にかかる国庫補助の低さをもたらしているのである。これはどういふことかという点、「特別措置法」の「政令で特別の定めをする場合」というのは、「特別措置法」施行令第一条の規定をさしているのであるが、この条では「運営関係経費」については三分の二ではなく二分の一の補助率とすることと定め、「補助率」までもを値切っているのである。今後、部落解放の中心課題である「人づくりと暮らしの問題」すなわち、解放教育の推進、就労対策の促進等の施策を中心とした産業、労働、部落解放のための人材養成等の根本的課題としての施策を推進するため、「運営関係経費」に対する助成措置の拡充強化を重点的に要求し、かちとっていく必要がある。この要求については「特別措置法」強化延長にあたって最も留意すべき事項であろう。

八、いわゆる「同和とりすぎ論」について

前項まで昭和五〇年度の市町村同和对策事業の決算額について、その実情に若干の解説を加えるなかで、国がいかに「同対審査申」「特別措置法」の精神をふみにじり、市町村に対する財政援助措置をゴマカシ、値切っているかについて明らかにしてきたと思う。このような国の不誠実な

を言っている」ということを市民や労働者に印象づけ、自らのいいなりにならない解放同盟をつぶそうとする悪質なたくらみとさえ思える。しかし、このたくらみが破れ去ったことは、先の衆院選でいろいろな中傷や妨害をはねのけて上田卓三府連委員長が当選したこと、逆に日本共産党が大きく敗退したことが証明しているのである。

ここで、国民的課題としての同和問題解決のための同和行政について、市町村財政圧迫の議論があること自体、問題とは思いますが、参考までに、同和行政が市町村財政危機の原因となっているかどうかを考えてみたい。

まず、総合的にみた場合現在行われているような「同和事業が市町村財政圧迫の大きな原因」とか「赤字再建団体転落を防止するために同和事業を見直す」とかいういい方であり、あたかも「同和事業を実施するから赤字団体になる」といわんばかりのものである。このいい方では同和事業を実施している市町村は全てそれが原因で赤字団体になっているように聞えるが、地方財政の危機は同和事業の有無にかかわらずなく、国の地方財政制度のあり方という根本的な問題から発生してきているものであり、特に昨今の厳しい状況は低成長期にあたり地方財政確立に何らの手を打たない国の姿勢によるものであることは常識である。このことは一部の人も知らない筈はないのであるが、何を

〈図9〉 昭和50年度関係市町村（除大阪）における普通会計
歳出全体と同和関係費の財源構成

普通会計歳出全体 (100%) 4,726億3,400万円			
国府支出金 888億6,200万円 (18.8%)	地方債 850億6,158万円 (18.0%)	その他 866億7,459万円 (18.3%)	税 等 2,120億3,583万円 (44.9%)
↓ その他			
国府支出金 129億3,092万円 (31.1%)	地方債 145億4,778万円 (35.0%)	税 等 136億8,188万円 (32.9%)	
同和関係経費 (100%) 415億7,014万円			

この結果として市町村の一般財源（税等）による持ち直しは、歳出全体では昭和四九年度よりやや改善されたといえるものの、やはり四四・九％と総額の半分近くの高率となっており、同和関係経費では三二・九％と歳出全体にお

つかないことになる。このように「赤字団体」と「同和事業」には直接の関係はないといへべきである。さらに「一〇条適用」により措置された地方交付税の増高分や、これまでの項で説明しなかった同和对策特別交付税などの交付税は実際には市町村の一般財源として込みで取扱われるため、市町村財源の確保という面からみると、「赤字解消」の役割を果しているともいえるのではないかと思われる。

（この項別紙資料1を参照）

次に、昭和五〇年度の関係市町村（除大阪市）の財政状況について、普通会計歳出全体と同和関係経費の財源の比較においてみると、図9のとおり国・府支出金は全体では一八・八％にとどまっているのに比べ、同和関係費では三一・一％に達しており、一般事業にくらべ補助金による充当率が高くなっていることが明確に表れている。また、地方債の充当についても、全体の一八・〇％に対して同和関係経費においては三五・〇％も充当されており、起債承認に際して同和事業が優遇されていることが分る。

血まよったのかは知らないが、これらの根本的なものにあえて目をふさぎ、地方財政危機の原因を「高い人件費」と「福祉の乱発」にあるとして地方自治体をしめつけている政府・自民党と歩調を合わせ、自らの党利のため「人件費自粛論」や「同和事業見直し論」をふりまき、政府自民党を助けるとともに、市民・労働者の権利を後退させる人民に対する背信行為をくり返しているのである。それだけではなく、一部の人々の影響下にある組合の一部背信幹部などは、「地方自治を守るため」という名分のもとに、政府・独占資本との闘いをなげきしつ、労働者の権利「市民の利益」を犠牲にして「赤字再建団体転落」を表面的に防止したように見せかけようとしているのである。そのことによる「人件費抑制」や「福祉の後退」に伴う市民・労働者の不満をそらすため「同和とりすぎ論」を展開しているのである。このような日本共産党及びその影響下にある連中のやっていることは、武士階級の搾取に対する人民の不満をそらすため、部落差別を利用した徳川幕府のやり方と異ならない。

地方財政の危機という問題は地方自治の存立そのものにかかわる問題であり、全ての国民が真剣に考え、力を合わせなければならぬ時にこの問題を歪曲させようとする日本共産党は許しがたいものといわねばならない。さらに、

よくいわれている「赤字再建団体（財政再建団体）」という制度は地方財政が窮乏の極に達した昭和三〇年に制定された「地方財政再建促進特別措置法」にもとづいたものであるが、その法制定時の昭和三〇年という年はまさに未曾有の地方財政の困難な時期（昭和二九年度の赤字団体のうち、一八府県五七〇市町村が財政再建にのりだした）であったが、当時は同和事業などがなかったといっても過言ではないような状況であったにもかかわらず、多数の自治体が再建団体になったのであり、このことから地方財政危機は同和事業によって惹き起こされるものではないとい

うことが分る。強く指摘しておきたい。

そこで、このことを昭和五〇年度の大阪府下市町村における普通会計の決算状況からみてみると、大阪府下四四市町村のうち赤字団体は二四市町村であるが、そのうち同和事業を実施していないにもかかわらず赤字団体となっているものは、門真市はじめ八市を数える。また、一方黒字団体は、二〇市町村であるが、そのうち同和事業を実施しているも黒字となっているものは七市町村にのぼっている。

もし、「同和事業を実施するから赤字になる」というのであれば、同和事業を実施している市町村で七市町村が黒字を出していること、逆に同和事業を実施しないにもかかわらず赤字を出している市町村が八市あることについて説明が

ける税等の比率からみれば、大きく引下げられている。このように、現時点ではまだまだ十分とはいえないまでも、財源の点については一般対策事業に比べて同和対策事業がやはり有利となっていることは明らかである。これは部落解放同盟をはじめとした部落解放総合計画にかかる財源確保のための闘いの成果であると評価することができる。このように見てくると、事業費という場合、補助金や地方債等の特定財源を含んでいるわけであるから、一部の人びとの宣伝のように闘いの成果としての補助金や地方債が含まれていることを伏せて、単に「事業費総額と同和事業費の割合」というような比較をすることは適当ではない。かりに比較する必要があるとするならば（比較すること自体ナンセンスというべきであるが）、やはり一般財源（税等）のような市町村の固有の財源の投入状況で比較すべきであろう。

ちなみに昭和五〇年度の関係市町村（除大阪市）における財源についてみると、一般財源（税等）総額は二二・一〇億三、五八三万円となつてゐるが、そのうち同和関係経費にあてられたのは一三六億八、一八八万円であり、わずか六・五兆を占めるにすぎない。歳出総額四、七二六億三、四〇〇万円に対し同和関係経費は四一五億七、〇一四万円とその占める割合が八・八％であることに比較すると、解放

同盟を中心とした財源確保の闘いの成果として市町村の財政上の負担の軽減がなされているといえよう。なお、よく論議のまこととされている普通建設事業費についてみると、昭和五〇年度の関係市町村（除大阪市）における状況では、普通建設事業費総額は一、五二二億一、一二七万円であり、同和関係普通建設事業費は二六三億三五八万円となつており、その占める割合は一七・三％となつてゐるが、そこに投入された一般財源（税等）は普通建設事業費全体の二九二億四、〇七五万円に対し、同和関係普通建設事業費については一一億四、〇七八万円であり、その占める比率はわずかの三・九％となつてゐる。このように事業費で一七・三兆を占めていながら、税等では三・九兆しか占めていないということは、いかに一般対策に比べて同和対策の財源が保障されているかということ、ひいては闘いの成果がいかに上つてゐるかの証左であるといえる。（別紙資料5及6を参照）

以上のほか同和事業における市町村負担の軽減ということについて考える場合、留意すべきこととして同和対策特別交付税の問題がある。市町村財政において一般財源（税等）として取扱われているもののなかに、実は同和対策特別交付税というものが含まれてゐるのである。この同和対策特別交付税というのは同和地区を有する市町村に対し、

同和対策推進のため交付されるものである。（地方自治体における同和関係人口、地区数を基礎として算定される。）これは、同和対策のためということで交付されることとなつてゐるのであるから、ある意味では特定財源としてとり扱ふべきものといえよう。しかしながら、一般的にはこれは一般財源として扱つており、これを特定財源としてみれば、前述した一般財源（税等）の比率の五％はさらに低下する筈である。同和予算に対する中傷が続けば、いづれはこの同和対策特別交付税について明らかにすることを考える必要がでてくることもあるかもしれない。ただ、自治省はこれを明らかにしたがいらないし、府県においても秘密扱いにしているのが事実である。（事実、当研究所の問い合せに対しても言を左右にして明確な答えをしようとはしないのである。）

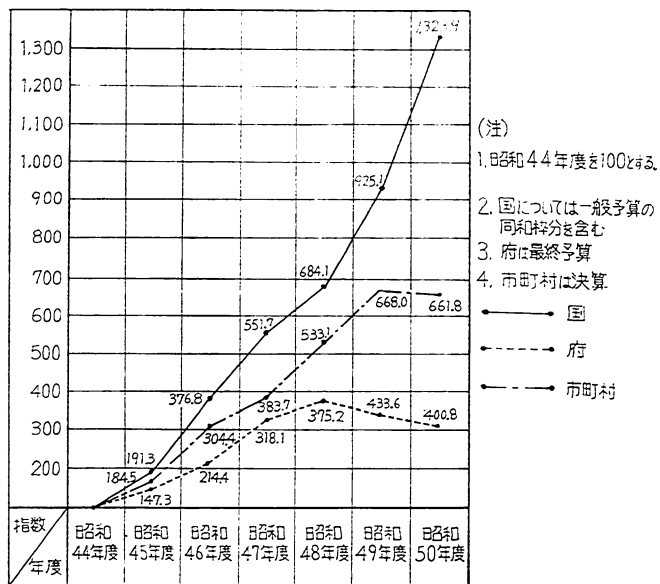
先にも述べたように、これを明らかにし特定財源として分離して扱えば、いまより一層一般財源（税等）の割合は低下する筈である。

勿論、当部会としては部落差別が存在し、その問題解決のための部落解放総合計画に基づく諸施策が必要とされているかぎり、地方自治体が同和事業を積極的に推進し、それに必要な経費を支弁することは当然であると考えており、本報告においてことさら数字を小さくみせるというつ

もりもないし、その必要もない、またそれが当部会の任務でもない。しかしながら、現在行われている差別キャンペーンのように、運動の成果として高率の補助金、地方債が確保され、その結果として地方自治体における同和事業の推進がより容易になつたことをことさらに覆いかくし、歳出総額における対比のみで云々したり、人口比まで持ち出して云々したり（人数比で云々するならば、福祉対策は何もできなくなる。）することの誤りを強く指摘しておきたい。それとともに、同和対策推進の歴史のなかに部落解放総合計画推進のための闘いを通じて財源確保に力を尽してきた解放運動の歴史があるということを強く主張しておきたい。

勿論、これまで述べてきたように国の措置は極めて不十分であり、これからの低成長期における部落解放総合計画の推進のためには、さらに財政上の措置を完全にさせる闘いを組織し「特別措置法」を具体化させるとともに強化延長に向けての闘いが必要であることはいうまでもないことである。

<図10> 「特別措置法」以後の同和関係予算の推移



第二章 「特別措置法」以後昭和五〇年度までの同和对策事業費の状況について

昭和四四年度を初年度とする部落解放総合計画（長期一〇カ年計画）も既に八年を過ぎて、第九年次を迎えている。この八年間をふり返って、どの程度総合計画が実現してきたかについての体系的な把握がなされていないことは、今後の計画の進め方を考える場合の我われの最大のウィークポイントとなっている。したがって、前期五カ年の最終年次にあたる昭和四八年度あたりから総合計画の進捗状況の調査、点検の必要性がいわれられてきたが、種々の事情からようやく昭和五〇年度あたりから調査に入り初めたところであり、現在未だ結果を出すにいたっていないことは残念である。ただ、概括的にいって昭和四四年「特別措置法」が制定されて以来、地方自治体における同和对策事業が飛躍的に進展した結果、生活環境の改善を中心として一定の成果を上げ得たといえる。これらの事業実施の裏付となる同和関係予算についても「特別措置法」制定を機として、着実に伸びてきている。

この章においては「特別措置法」の制定された昭和四四年度から昭和五〇年度までの六年間における同和对策事業費の状況について簡単に説明を加えておくこととする。そ

それぞれの分析の手法については第一章と同様であるので、この章では解説についてはできるだけ省略していくこととしたい。

一、「特別措置法」以後における同和関係予算の推移

昭和四四年度に「特別措置法」が制定されて以後、現在までの同和予算の伸びには目ざましいものがある。特に地方自治体においては顕著なものがああり、それにともなって事業も推進されてきているといえよう。しかし、極めて遺憾なことに、その間における国の同和関係予算については、地方自治体の総合計画の抜本的な促進をはかるどころか、地方自治体の事業に十分な財政援助もできぬ程であり、せつかくの地方自治体の「やる気」を沈滞させ、地方自治体や部落住民の期待を裏切ることとは大なるものがある。

それぞれの同和予算の伸びについては図10に示すとおりである。これをみるかぎりでは国の同和関係予算の伸びは非常に大きなものであり、解放同盟を中心とする中央交渉の成果といえることができる。このことについては、国は『同和对策の現況』（昭和四八年一月発行、総理府編）のなかで前期五カ年の状況を「昭和四四年度予算に比較して、

この四年間に約五・八倍（一般予算の同和枠分を加えれば約六・八倍）の予算が計上されることとなった」と自賛し、胸をはっている。さらに昭和五〇年度までの伸びをみると昭和四四年度を一〇〇として一三三・三・九となり、約一三・二倍の伸びということで倍率だけを見ると確かに大阪府の四・〇倍、市町村の六・六倍に比べ驚くべき伸びといえることができる。しかし、これを注意してみると、国は予算を約一三・二倍伸ばしているのであるが、この一三・二倍というのは昭和四四年度の六二億一、七〇〇万円（一般予算の同和枠分を除くと二七億二、三〇〇万円）に対して伸びをみたものであり、国の昭和五〇年度予算は三七八億六、二〇〇万円（一般予算の同和枠分を加えても、八二億七、〇〇〇万円にすぎない。つまり、伸び率が異常に高いのは予算そのものの伸びよりも、伸び率が異常に高かった昭和四四年度の予算が不当に少なすぎたものであり自慢するに当たらない。たしかに、昭和五〇年度は相当の積上げを行っているようであるが、「特別措置法」が既に二年を切り残事業が山積しているなかでは、まだまだ不十分な予算というほかあるまい。

このことについてもう少し説明を加えておくと、国が同和関係予算として二七億二、三〇〇万円（一般予算の同和枠分を加えると六二億一、七〇〇万円）を組んだ昭和四四

年度に、すでに大阪府下市町村では一二五億一〇〇万円を同和事業費として支出しているのであって、一般予算の同和枠分を加えた国の同和関係全予算は二分の一にも達していないのである。さらに昭和五〇年度でみると、国の同和関係予算は一般予算の同和枠分を加えて八二三億七〇〇万円とかなり改善されているものの、府下全市町村の同和事業費の八二七億二、六〇〇万円にも達していない。この年に一地方自治体である大阪府でさえ二六六億六、三〇〇万円を予算化していることから考えると、全国の自治体の同和事業に対し財政援助の責任を有し、全国六、〇〇〇部三〇〇万人の部落解放総合計画に責任を持つべき国が、わずか、八二三億七〇〇万円しか予算化しないというのは怠慢としかいいようがないものと考ええる。

なお、このような国の予算の基礎となっているのが昭和四六年度に実施された極めて不十分な調査に基づく昭和四七年度から昭和五三年度までの物的施設にかかる事業量をもとにして算出した四、七三三億円というインチキな数字である。この四、七三三億円を年割額にすると六七六億円となるが、国の予算がこれを超えたのは昭和五〇年度になってからであり、昭和四七年度から昭和五〇年度までの四年度では実額で二、一六六億四、七〇〇万円にしかならず、四、七三三億円の四年分である二、七〇四億円にも不足して

二、「特別措置法」以後の市町村同和对策事業費の状況

「特別措置法」が制定された昭和四四年度から昭和五〇年度までの大阪府下全市町村の同和関係経費の状況をみると、同和関係経費の総額は三、五四四億四、七三三万円となっており、普通会計歳出総額五兆一、八五四億一、八九二万円のうち六・八%にあたる。その内訳は表5に示しているように、総額三、五四四億四、七三三万円の七三・六%にあたる二、六〇八億六、二二八万円が普通建設事業費となっており、運営関係経費は九三五億八、五〇七万円で二六・四%を占めている。

次に、この普通建設事業費について事業別に詳細にみてみると、住宅、道路、下水水等の生活環境施設整備費が一、一八四億九二五万円、四・五%を占めており、保育所、共同浴場等の社会福祉施設整備費が四八五億九、〇四六万円、一八・六%を占め、小・中学校等教育関係施設整備費は八〇三億七、三三三万円となっており三〇・八%を占めている。このうちで生活環境施設整備費と教育関係施設整備費という、基幹的事業に要した経費だけで一、九八七億八、二九八万円、七六・二%という高率を示している。このことは第一章のところで述べたように、部落の実態、

いる。さらに、この四年間において大阪府下の市町村だけで同和事業費として支出した額は二、八〇八億三、八〇〇万円に達しており、これからみても全国で七年間に四、七三三億円という数字は問題にならない。

この四、七三三億円の年割額は六七六億円であるから、全国的にみて一部落あたり年間一、二二七万円弱となり、昭和四七年度から昭和五三年度までの七年間でみても一部落あたり七、八八八万円にしかならず、住宅一戸が用地も含めれば一、五〇〇万円、一、六〇〇万円もかかることから考えると、この四、七三三億円で生活環境改善をはじめとして物的施設は全てとこのうというのであるならば、ナンセンスもはなはだしい。ところが、一部の人は同和事業攻撃には熱心であるが、国のこのような姿勢を追求することにはソッポを向いているが、問題といわねばならない。この四、七三三億円という数字については、国も昭和五〇年度調査によっておそらく修正せざるを得ないものと思われるが、その修正にあたっては我われ自身の手による調査を行った結果をもって迫っていくことが重要な課題となるであろう。(この項別紙資料8参照)

<表5> 「特別措置法」以後の同和関係経費決算状況

(大阪府下全市町村)

項目	決算額 万円	構成比 %		
普通建設事業費	生活環境施設整備	11,840,925	45.4	73.6
	社会福祉施設整備	4,859,046	18.6	
	教育関係施設整備	8,037,373	30.8	
	その他整備	1,348,884	5.2	
	計	26,086,228	100.0	
運営関係経費	9,358,507	26.4		
合計	35,444,735	100.0		

部落差別の実態を反映しているものであり当然というべきであろう。(別紙資料8及9を参照)

次に、これらの経費の財源についてみると、図11のとおり「普通建設事業費」二、六〇八億六、二二八万円のうち国庫支出金は三六九億三、三二二万円、一四・二%にすぎず、「特別措置法」のたてまえの六六・七%、七三九億九、五

一四万円と比べて一、三七〇億六、一三二万円の国の未措置額が生じている。府支出金についてはたてまえでいけば一三・三％であるから三四六億九、四六八万円となる筈であるが、実際の府支出金は一九・五％にのぼる五〇七億五、六五一万円となっており、一六〇億六、一八三万円もよけいに支出されていることとなるが、これは昭和五〇年度の国の同和予算（一般予算の同和枠を含む）の五分の一にもあたる額である。地方債についてみると一、二七九億一、七九九万円で四九・〇％を占めており、国・府の支出金及び地方債を合せると八二・五％にも達し、事業費の大きな部分を補助金と地方債に依存していることが分る。

なお、「運営関係経費」の財源ではどうなっているかというと、「運営関係経費」総額九三三億八、五〇八万円に対して国庫補助金は二・二％の二〇億七、四九四万円であり、府補助金は六六億九、九七〇万円で七・一％となっており、国・府の補助金を合せても八六億八、四九一万円とわずか九・三％にしかならず、補助金の占める割合が極端に低くなっている。このため一般財源の占める割合が七八五億七、八〇九万円八四・〇％と非常に高率となっており、今後、この面における財政援助措置の抜本的改革がのぞまれるところである。（別紙資料9及11を参照）

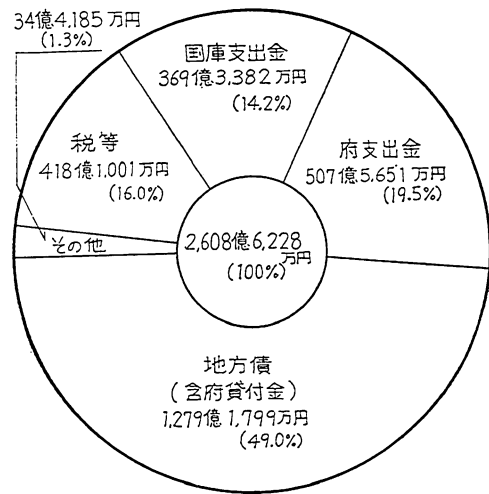
前の章の昭和五〇年度決算の項でも述べたことである

合いは一般財源（税等）による比較で論ずるべきである。そこで、その基本的な考え方のもとに府下全市町村の「特別措置法」以後における一般財源（税等）についてみてみることにする。

まず、歳出総額五兆一、八五四億一、六九二万円に対して一般財源（税等）の総額は二兆五、九二〇億二、七八八万円で五〇・〇％を占めているが、同和对策事業費総額三、五四四億四、五二七万円のうちに占める一般財源（税等）は一、二〇三億八、八一〇万円で三四・〇％とはるかに低率となっている。このことはこれまで述べてきたように、闘いのなかで高率の補助や地方債における有利な措置を打ちとってきた成果として、一般財源（税等）での負担が軽減されてきたことを物語っている。さらに一般財源（税等）の総額二兆五、九二〇億二、七八八万円のうち同和对策事業費に充当された一般財源（税等）の額は一、二〇三億八、八一〇万円で、わずか四・六％にすぎない。事業費による比較において六・八％を占めながら、一般財源（税等）の投入率が四・六％と下回っているということは、同和事業において有利な助成が闘いとられた結果として一般財源（税等）による充当を抑えることに成功しているといえることができる。

さらに、同様の考え方で「普通建設事業費」における一

<図11> 「普通建設事業費」の財源内訳
（「特別措置法」以後）

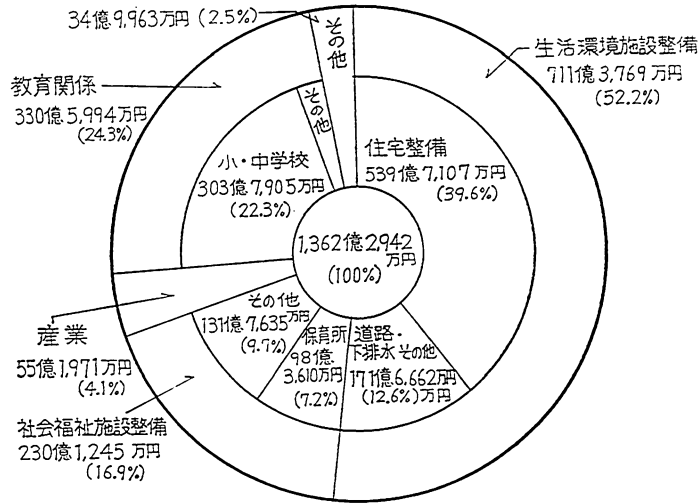


が、一部の人は同和予算攻撃を行う場合、事業費総額と同和事業費との対比で云々していることが多いが、財源確保の闘いの成果としての補助金や地方債における優遇措置のあることを考えると、地方自治体における財政負担の度

一般財源（税等）の状況についてみると、「普通建設事業費」総額一兆八、九四三億七、三二二万円のうち一般財源（税等）は四、二九六億八、〇〇〇万円で二二・七％を占めているのに比して、同和对策事業としての「普通建設事業費」は二、六〇八億六、〇一九万円となっており、それに含まれる一般財源（税等）は四一八億一〇〇万円で一六・〇％で、これについてもはるかに低率となっている。一部の人は同和事業攻撃にあたり、特定の市町村の特別の例をことさらにとり上げて、「普通建設事業費」の大半を同和对策事業に投入しているかのようデマを打っているが、実際は「特別措置法」以後の七年間の平均をとってみると「普通建設事業費」全体の一三・八％が投入されているにすぎない。「〇〇市は普通建設事業費の半分以上を同和事業にすぎこんでいる。部落はとりすぎである」というように宣伝されているところもあるが、このようなところは「特別措置法」前半までは何も事業が行われていなかったため、後半にいたって事業費がかさんでいるところであり、つい最近まで部落にわずかの金しか投入してこなかったことが原因となっている。このことについては機会があれば詳細に調査をして発表していくつもりである。ともあれ、「普通建設事業費」のうち同和事業の占める割合は一三・八％であるが、同和对策としての高率の助成の闘いとられた高

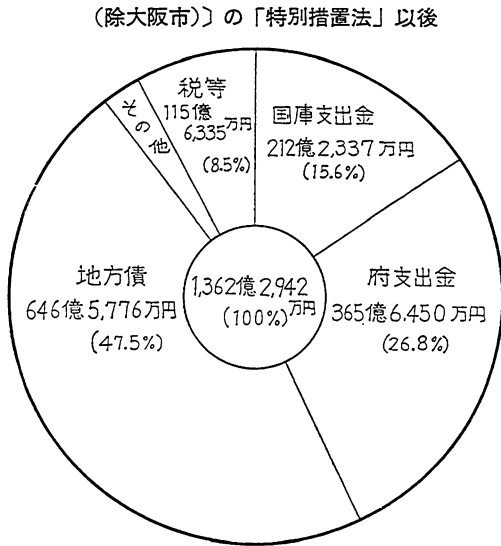
<図12> 「特別措置法」以後の「普通建設事業費」の状況

〔府下関係市町村（除大阪市）〕



れておるべきこれらの施策が既に過去に実施されており、社会資本の蓄積があればもっと円滑にいったであろう。

<図13> 「普通建設事業費」の財源状況〔府下関係市町村（除大阪市）の「特別措置法」以後〕



と思われる。次に保育所、共同浴場等の社会福祉施設の整備に要した経費は二二〇億一、二四五万円で一六・九％、産業関係で五五億一、九七一万円と四・一％を占めている。さらに、小・中学校の教育関係施設整備に要した経費は三

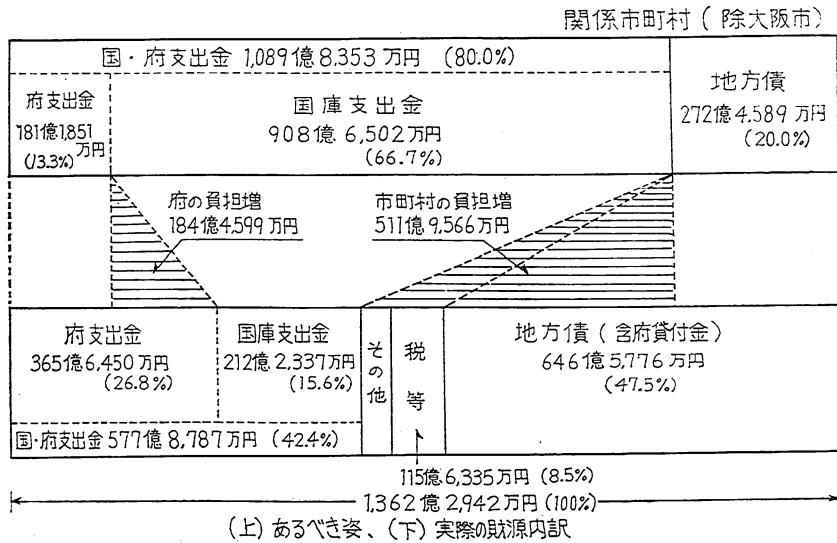
率の助成の結果、同和対策事業としての「普通建設事業」への一般財源（税等）の投入額は全体の事業における一般財源（税等）に対し九・七％とはるかに低い率でおさまっているのである。一部の人口とはこのように部落解放同盟が中心となって闘った成果として高率の助成がかちとられ、その結果として市町村の実質負担としての一般財源（税等）からの負担が大巾に軽減されていることを素直に認め、評価すべきであろう。しかしながら、一部の人口とやその影響下にある諸団体はこの地方財政危機が深刻化している状況のなかで、国に対しては形式的には注文をつけるポーズをとっているが、実際には「地方自治を守るため」と称して、「人件費自粛」や「事業の見直し」を主張し、地方自治体に対し介入しているのである。これはまさに本末転倒もはなはだしいやり方といわねばならない。「赤字再建団体転落を防止」し、「地方財政を確立」し「地方自治を守る」というのであれば、労働者の労働条件の悪化や住民の福祉の後退につながる「人件費自粛論」や「事業の見直し論」のような、国の責任による地方財政の危機を地方自治体に転嫁し、労働者や市民にしわよせするようなやり方はもってのほかの所業といわねばならない。「真に地方財政を確立」し「地方自治を守る」ためには、地方自治体の自主的判断に基づく「住民福祉」のための施策を推

進していくこと、「自治体労働者の労働条件の改善」を進めていくことを通じて労働者全体の「労働条件の改善」を確保する等、国民の犠牲のもとに独占資本の利益を擁護しようとする政策に断固抵抗するとともに、地方財政の確立のためには部落解放総合計画推進のために部落解放同盟を中心に行われている、国による財源保証の闘いに習って、財源を国からとり戻す闘いが必要なのであり、日本共産党はそのために先頭に立つべきである。（別紙資料10及11を参照）

三、「特別措置法」以後の関係市町村同和対策事業費の状況

昭和四四年度から昭和五〇年度までにおける大阪府下関係市町村（除大阪市）二二市町村（このうち一団体は昭和五〇年度から算入）の同和対策としての「普通建設事業費」は総額一、三六二億二、九四二万円であるが、これを事業内容別にみると、図12のとおり住宅、道路、下水道等の生活環境施設整備に要した経費は五二・二％の七一一億三、七六九万円を投入している。これは部落差別の結果として極めて低位、劣悪な住環境のもとに定住を余儀なくされてきた部落の実態からみて、その生活環境を改善するためには当然である。しかしながら、一般対策として実施さ

<図14> 「特別措置法」以後の「普通建設事業費」にかかる負担割合



そこで、このような考え方によって「特別措置法」以後の関係市町村(除大阪市)「同和对策」「普通建設事業費」一、三六二億二、九四二万円についてみると、図14のとおりであり、それぞれの負担すべき割合は上段のようになり、管のところ、実際上は下段のようになっており、かならずしも「たてまえ」どおりの負担割合にはなっていないのが実情である。

地方財政制度のなかで国の「特別の助成」がなければ部落解放総合計画の積極的推進は困難である。そのため、部落解放同盟を中心とする闘いのなかで「特別措置法」の制定をかちとり、地方自治体の同和对策事業の推進のための財源を保障することとしたわけである。そこで、これまでの国の措置が「特別措置法」とのかかわりにおいて、実際上どうなっているかについてみてみることにしたい。

第一章の昭和五〇年度の決算状況のところでも述べてきたように、いうまでもなく「特別措置法」第七条は「同和对策事業に要した経費に対する国の負担または補助は三分の二の割合をもって算定する」としており、同法第九条によって残り三分の一の地方負担額は地方債で充当することになっている。さらに大阪府では現行の考え方として、市町村に対し国・府合せて一〇分の八の援助を保障している。

前項までで「特別措置法」以後の同和関係経費の状況について簡単に説明してきたところであるが、今さらいうまでもなく同和对策事業に要する経費については「同対審査申」及び「特別措置法」の精神からいっても、当然国が責任を持たなければならないものである。それとともに同和对策事業の第一線を受け持つ地方自治体にとって、現在

四、「特別措置法」以後の同和对策事業における「特別措置法」の措置状況

七・五%にあたる額の六四六億五、七七六万円となっており、「たてまえ」の二七二億四、五八八万円に比べ二七・五%の三七四億一、一八八万円もの増発を余儀なくされている。したがって、補助金、地方債合せて八九・九%、一、二二四億四、五六三万円と、そのほとんどを自主財源以外に大きく依存していることが明らかとなっている。これは現在の地方財政制度の特徴でもあるが、同時に一般財源による充当率が八・五%と低く抑えられていることは、財源確保の闘いの成果でもある。ただ、「特別措置法」の精神からすれば単年度においては一般財源は不要というたてまえにてらして考えればさらに「特別措置法」の完全実施をはかるとともに現在の「特別措置法」の抜け道を完全にふさぐ形で強化延長をはかっていく必要がある。

まず国庫支出金についてであるが一、二二億二、三三七万円が一五・六%であり、「特別措置法」のたてまえである六六・七%の九〇八億六、五〇二万円に比べると五一・一%、六九六億四、一六五万円もの未措置額が生じている。次に府の支出金については三六五億六、四五〇万円で二六・八%にのぼっているが、「特別措置法」と現行の考え方のたてまえでは一三・三%の一八一億一、八五一万円であり管であるにもかかわらず、国が措置しないことによつて「たてまえ」の二倍以上を支出している。一方地方債は四

三〇億五、九九四万円となっており二四・三%を占めている。このように生活基盤の整備に欠くことのできない経費と部落解放にとって最も重要な教育施設の整備に要した経費だけでも一、〇四一億九、七六三万円にも達し、七六・五%を占めるにいたっている。他の事業も勿論重要でないとはいえないが、この二つのものは部落解放総合計画のなかでは最も根本的なものであることから積極的に推進されてきたわけであるが、これらのものは本来同和对策としてでなく、一般対策としてもっと早期に整備されていなければならなかったものである。

次に、「普通建設事業費」一、三六二億二、九四二万円について、その財源を考察してみると、図13のとおり状況となっている。

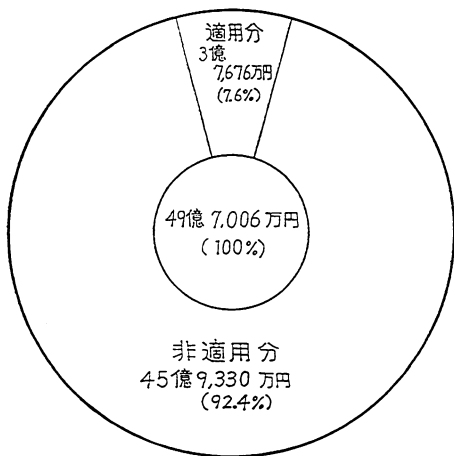
このことについてもう少し説明すると、「特別措置法」第七条の規定では国は事業費の三分の二（六六・七％）を措置すべきであるから、その額は九〇八億六、五〇二万円にならなければならないが実際に措置された国庫補助金は一五・六％の二二二億二、三三七万円にすぎないから、「国庫補助金の未措置額」（国の値切り額）は本来国の措置すべき額九〇八億六、五〇二万円の七六・六％にもほる六九六億四、一六五万円という巨額なものとなっているのである。この額はB市で建設した公営住宅が用地取得費も含めて一戸当り一、三七八万円であるから、これで計算すると公営住宅五、〇五四戸を建設することができるものである。また、A市保育所と同じものならば、用地費も含めて二三八カ所建設できることとなる。次に、府の補助金でみると国が「特別措置法」どおり措置していれば一三・三％、一八一億一、八五二万円であり、府の実際には二六・八％の三六五億六、四五〇万円の支出となっており、府支出金の負担増は一三・五％の一八四億四、五九九万円にもほっている。これを前記のA市保育所、B市公営住宅がいくら建つかをそれぞれあてはめて考えてみると、保育所では六三カ所、公営住宅ならば一、三三八戸も建設することができ、この額は二〇・〇％にあたる二七二億四、五八

九万円のところを実際事業では四七・五％の六四六億五、七七六万円になっており、三七四億一、一八七万円の増発となっている。

つぎに、同和事業に対する財源上の措置として「特別措置法」第一〇条において「同和对策事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起した地方債で、自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は…：地方交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入する。」と定め、元利償還に要する経費のうち一、〇〇〇分の八〇〇を基準財政需要額に算入することによって、地方交付税措置を行い地方債元利償還金の増大が市町村財政を圧迫することのないよう措置されることになっている。（いわゆる「一〇条適用」）。

しかしながら、これとても第一章の昭和五〇年度決算の項でも述べたように、かならずしも「たてまえ」どおりになっていないのが実情である。このことについては、「特別措置法」以後における市町村の同和对策事業債にかかる元利償還金の「一〇条適用」の状況を簡単に述べておくと、昭和四五年度から昭和五〇年度までの間における元利償還金の総額は四九億七、〇〇六万円となっており、図15でみるようにそのうち「一〇条適用」となったものは、わずか七・六％の三億七、六七六万円にすぎない。これが「たて

<図15> 「特別措置法」以後の同和对策事業債元利償還金の10条適用状況



まえ」どおり全額が「一〇条適用」となれば、総額が四九億七、〇〇六万円であるから一、〇〇〇分の八〇〇として三九億七、六〇五万円が基準財政需要額に算入されること、
「一〇条適用分」が三億七、六七六万円しかないのでは基準財政需要額への算入は三億一四一万円にとどめられる結果となつて、市町村財政にとって大きな損失である。（別紙資料12及13参照）

おわりに

以上で昭和五〇年度における大阪府下市町村同和对策事業費についての財政状況と国の措置の実態、および、「特別措置法」以後の同和对策事業費の状況についての分析を一応終ることとする。

部落解放総合計画のこれまでの進捗状況を概括的にみると、冒頭において述べたように前期五カ年の目標とされている生活環境改善を中心とした基幹的な事業でさえ、「特別措置法」の期限まで残り二年を切った現時点においてなお完了はおろか、不十分な状態にあるのが実態である。さらに全国的にみればその立遅れは著しいものがある。この立遅れについて現在の「特別措置法」の期限内に完全にとり戻すことがもはや不可能となったということは否定できない事実である。部落解放同盟もこの点を考えて「特別措置法」の強化延長の闘いを方針として打ち出したものと思ふが、この強化延長の闘いにとって大事なことは現在の「特別措置法」の期限内にどれだけ部落解放総合計画の遅れをとり戻すかの闘いを強化するにある。「強化延長させるのだから現在の『特別措置法』の期限内の部落解放総合計画具体化は適当でよい」というような考え方はなく、期限内にできるだけ遅れをとり戻させる闘いと強化延

長の闘いを表裏一体のものとして進めなければならない。

なお、生活環境改善等の施設面の遅れの克服もさることながら、今後より推進をはからねばならぬものに部落解放の人材養成等の問題がある。具体的にいうならば部落解放の立場での教育対策、労働対策、産業対策等の問題といえよう。もともと部落解放総合計画といえ、これらのハードな部分とソフトな部分とを有機的、総合的に考えたものとして策定し具体化していくべきものである。ところがこれまで部落解放総合計画といいながらややもするとフィジカルプランのみに終始したり、それがアトランダムに行われたりする傾向がなかったとはいきれない面もある。

そこで今後は早急に部落住民自身の手による調査と学習のなかで各地域における部落解放総合計画の中間点検、中間総括を行い、真の総合計画として確立していく必要があるものと思われる。

今後、部落解放総合計画の遅れをとり戻すとともに、質的な高まりのなかで推進していくためには、現在の地方行政のあり方の実態からして地方自治体の段階のみで対応していくことは現実の問題として困難であることは事実である。だからといって、そのことを理由に地方自治体がサボルことは許されることではない。しかしながら、地方自治体が部落解放総合計画に真正面からとり組めるようにす

るためにも、基本的に国の同和行政に対する姿勢を抜本的に変革させていく闘いが緊要である。

そこで、今後の課題である総合計画の質的な向上と質量をかねそなえた推進のために、次の二点に重点をおいた国に対する闘いを展開する必要がある。

その一つは、地方自治体による住民の福祉につながる施策を推進していくためには、地方自治体がそのことを実施することのできる財力が必要であるが、このための財源確保のために、税財政制度の改革を含めた地方財政全般の問題の一環として同和行政の財源保障の闘いを強固に組織していくことであり、第二には「特別措置法」の具体的実施について質量ともに拡充させるとともに、部落解放総合計画の実現のため、人材養成に関する特別措置法などのような問題別の特別措置法の制定など抜本的改正と新たな法制度の確立などを考えていかねばならない。

そこで、これまでの反省を含めて部落解放総合計画の推進のために国に対し強く要求すべきこととして、部落住民自身の手による調査をもとにした大衆討議のもとに見直しを行った部落解放総合計画を確立し、それをもって国に対し、国の同和対策長期計画を根本的に再検討させるとともに、就労の保障、就学の促進、産業の振興などの施策を含めた事業計画、財政計画を明確にさせねばならない。この

ように「特別措置法」残り二カ年足らずの間に国のゴマカシを粉砕し、総合計画をより推進させることは、「特別措置法」強化延長のためにも極めて重要な闘いである。

なお、現在の「特別措置法」の期限までに部落解放総合計画を全て完全に実施させることは、ここに至っては不可能ともいえよう。したがって、今後は「特別措置法」強化延長の闘いが重要となってくる。この闘いのなかで、就労、教育等問題別の「特別措置法」を制定させる方向も重要であると思われるが、やはり最も重視しなければならないのは、それらの施策を推進するための財源を地方自治体に保障するための措置である。そのためには、これまで国がどのようにしてゴマカシをしてきたかを十分検討するなかで、現在の「特別措置法」を改善強化する必要がある。重ねていうと、現在の「特別措置法」が駄目なのではなくその運用に問題があるのであって、そのような国のゴマカシを封じ逃げ道をふさぐ形での改正をさせることが急務であろう。

そこで、これまでの国のやり方は第一章、第二章である程度明らかにしてきたつもりであるので、これからみて「特別措置法」の改正にあたって特に留意すべき事項を考えてみたい。まず、同和事業における「特別の財政援助」については(一)地方自治体の実施する全ての同和対策事業を

「特別の助成」の対象としての事業と認定し、三分の二の特別の助成の対象とし、すべて起債を認め、その償還金については地方交付税で措置させること。改正法では「全ての事業」ということを明確にさせるとともに、国のサボリの口実となっている「予算の範囲内」という規定や「自治大臣の指定するもの」という条項を排除し、逆に予算編成義務を明文化させることが大切である。なお、現在同和事業に対する補助金について、現行法(一般法)により具体的に実施されているところであるが、「特別措置法」はあくまで「特別の措置」を定めるものであるから、現行法における基本額設定など、同和事業の財源確保に不利となる条項は一切排除させねばならない。

(二) 運営関係経費については「特別措置法」の「この法律に基づく政令の定め」ということで政令で補助率を二分の一とされているが、人材養成等今後この面での財政負担が大きくなっていくことは明らかであるので、このような政令の定めを許すような条項は排除させるべきである。

(三) 同和対策事業にかかる起債については他の法令の規定の如何にかかわらず、据置期間と返済期限を大中に延長し、それを明確にさせること。

(四) 次に最も大切なこととして、故八木一男氏が国会において政府に約束させた一二項目の確認事項を「特別措置

107 「特別措置法」残り2ヶ年の段階における行財政の状況

資料1 昭和50年度 市町村普通会計決算額調

昭和50年度地方財政状況調査による
「自治大阪」から転載

総括表

(単位：千円)

区 分	団 体 数	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	差 引 (A) - (B) (C)	翌年度へ繰 越すべき 財 源 (D)	実 質 収 支 (C) - (D)	昭 和 49 年 度			
							団 体 数	実 質 収 支		
市町村計(除く 大阪市)	43	614,787,745	633,184,282	△18,396,537	6,516,421	△24,912,958	43	△13,474,626		
市	30	587,193,333	606,406,761	△19,213,428	6,442,483	△25,655,911	30	△14,039,242		
町	13	27,594,412	26,777,521	816,891	73,938	742,953	13	564,616		
赤 字 団 体	23	498,671,441	519,393,759	△20,722,318	5,744,781	△26,467,099	21	△15,798,974		
市	22	495,960,445	516,649,326	△20,688,881	5,716,577	△26,405,458	19	△15,745,329		
町	1	2,710,996	2,744,433	△ 33,437	28,204	△ 61,641	2	△ 53,645		
赤 字 団 体 の 内 訳	新たに赤字を 生じた団体	市	3	46,168,624	46,264,797	△ 96,173	427,083	△ 523,256	4	△ 1,276,476
		町村	1	2,710,996	2,744,433	△ 33,437	28,204	△ 61,641	1	△ 20,667
	前年度からの 赤字団体	市	19	449,791,821	470,384,529	△20,592,708	5,289,494	△25,882,202	15	△14,468,853
		町村	—	—	—	—	—	—	1	△ 32,978
黒 字 団 体	20	116,116,304	113,790,523	2,325,781	771,640	1,554,141	22	2,324,348		
市	8	91,232,888	89,757,435	1,475,453	725,906	749,547	11	1,706,087		
町	12	24,883,416	24,033,088	850,328	45,734	804,594	11	618,261		
黒 字 団 体 の 内 訳	新たに黒字を 生じた団体	市	—	—	—	—	—	1	366,483	
		町村	2	7,259,520	7,096,740	162,780	28,884	133,896	—	—
	前年度からの 黒字団体	市	8	91,232,888	89,757,435	1,475,453	725,906	749,547	10	1,339,604
		町村	10	17,623,896	16,936,348	687,548	16,850	670,698	11	618,261

法」のなかに明確に記載させることである。

このような「特別措置法」の強化延長を闘うためには、国による極めて不十分な調査をそのデータとさせてはならない。確かにしんどい事ではあるが部落住民自らの手による質量全般にわたる精密な調査を行い、それを大衆討議にかけるなかで部落解放総合計画を再検討し確立することによって、具体的に「特別措置法」即時具体化及び強化延長の闘いを展開すべきである。

最後に、本報告を終るにあたり付記しておくことがある。それは、部落解放総合計画実現の闘いは今後とも部落解放同盟を中心にして、市民、労働者と手を携えて進められていく。と同時にこれからさらに発展して全ての国民の人権を守り地方自治を確立していく闘いもまた、それらの人達の手によって進められていく、いまや、その輪は大きく拡がってきている。そのようななかで、一部の人がこれまでのような策動を続けていくなれば、早晚彼等は全ての国民から見放されることであろう。このことを特に強調して本報告を終りたい。

資料5-1 昭和50年度 市町村別、対策別同和対策事業費調
〔関係市町村(除大阪市)〕

総 括 (単位:千円)

市町村	総事業費 A	総事業費 A の財源内訳					原の構成率							備 考
		国庫支出金 B	府支出金 C	地方債 D	その他 E	一般財源 F	B/A	C/A	B+C/A	D/A	E/A	F/A	D+E+F/A	
A	1,510,351	161,050	386,536	489,211	3,946	459,598	10.7	25.6	36.3	32.4	0.3	31.0	63.7	
B	326,572	24,970	61,607	49,823	2,713	187,459	7.6	18.9	26.5	15.3	0.8	57.4	73.5	
C	672,454	77,805	121,308	33,100	1,940	438,301	11.6	18.0	29.6	4.9	0.3	65.2	70.4	
D	2,480,454	78,386	209,909	1,177,098	69,425	945,636	3.2	8.4	11.6	47.5	2.8	38.1	88.4	
E	843,657	47,102	282,549	71,059	9,146	433,801	5.6	33.5	39.1	8.4	1.1	51.4	60.9	
F	840,296	71,641	241,422	348,648	7,867	170,718	8.5	28.6	37.3	41.5	0.9	20.3	62.7	
C	36,004	0	2,013	0	2,000	31,991	5.6	5.6		5.6	88.8	94.4		
H	256,119	6,614	147,198	25,746	0	76,561	2.6	57.5	60.1	10.1		29.8	39.9	
I	285,181	54,226	132,080	44,282	18,612	35,971	19.0	46.3	65.3	15.5	6.5	12.7	34.7	
J	5,606,498	1,266,073	1,286,313	1,246,774	27,146	1,780,192	22.6	22.9	45.5	22.2	0.5	31.8	54.5	
K	1,007,270	85,135	176,843	260,892	5,659	478,741	8.5	17.5	36.0	25.9	0.6	47.5	74.0	
L	1,926,056	151,289	309,870	747,984	11,936	704,977	7.9	16.1	24.0	38.8	0.6	36.6	76.0	
M	836,066	42,661	139,257	66,303	1,502	586,343	5.1	16.7	21.8	7.9	0.2	70.1	78.2	
N	1,505,754	67,880	327,285	443,118	6,097	661,574	4.5	21.7	26.2	29.5	0.4	43.9	73.8	
O	870,162	82,685	133,749	212,595	7,729	433,404	9.5	15.4	24.9	24.5	0.8	49.8	75.1	
P	2,721,074	125,215	386,033	701,536	3,108	1,505,182	4.6	14.2	18.8	25.8	0.1	55.3	81.2	
Q	4,503,732	635,457	669,274	724,931	78,203	2,395,867	14.1	14.9	29.0	16.1	1.7	53.2	71.0	
R	1,390,826	257,552	249,819	581,623	4,054	297,778	18.5	18.0	36.5	41.8	0.3	21.4	63.5	
S	1,971,768	279,425	572,801	305,411	8,131	806,000	14.1	29.1	43.2	15.5	0.4	40.9	56.8	
T	10,284,202	1,671,921	1,084,051	6,715,062	106,296	706,872	16.3	10.5	26.8	65.3	1.0	6.9	73.2	
U	1,336,196	235,842	435,099	283,272	25,304	356,679	17.6	32.6	50.2	21.2	1.9	26.7	49.8	
V	359,453	35,841	117,121	19,300	8,756	178,435	10.1	32.5	42.6	5.4	2.4	49.6	57.4	
計	41,570,145	5,458,780	7,472,137	14,547,778	409,570	13,681,880	13.1	18.0	31.1	35.0	1.0	32.9	68.9	

資料3 昭和50年度 対策別同和対策事業費調(府下全市町村)

(単位:千円)

区 分	総事業費 A	A の財源内訳					構 成 比							
		国支出金 B	府支出金 C	地方債 D	その他 E	税 等 F	B/A	C/A	B+C/A	D/A	E/A	F/A	D+E+F/A	
1 生活環境施設整備	① 住宅整備	17,702,423	6,138,648	2,369,397	7,563,702	37,564	1,593,112	34.7	13.5	48.2	42.7	0.2	0.9	43.8
	② 道路整備	3,561,075	584,818	884,901	1,878,222	9,081	204,053	16.4	24.8	41.2	52.8	0.3	5.7	58.8
	③ 下水道整備	432,266	68,742	245,659	111,187	0	6,678	15.9	56.8	72.7	25.8	—	1.5	27.3
	④ その他整備	2,277,172	360,813	381,645	1,508,501	2,000	24,213	15.8	16.8	32.6	66.2	0.1	1.1	67.4
	小 計	23,972,936	7,153,021	3,881,602	11,061,612	48,645	1,828,056	29.8	16.2	46.0	46.2	0.2	7.6	54.0
	2 社会福祉施設整備	① 障害館	2,374,988	55,762	836,713	1,355,585	72,212	54,716	2.3	35.2	37.4	57.1	3.0	2.3
② 保育所		4,742,579	231,259	2,148,518	2,184,454	29,287	149,061	4.9	45.3	50.2	46.1	0.6	3.1	49.8
③ その他		3,766,691	137,151	743,283	2,779,851	34	106,362	3.6	19.7	23.3	73.8	0.1	2.8	76.7
小 計		10,884,258	424,172	3,728,514	6,319,890	101,533	310,139	3.9	34.3	38.2	58.1	0.9	2.8	61.8
3 教育関係施設整備	① 小・中学校	15,180,180	658,266	50,085	13,757,087	117,511	597,231	4.4	0.3	4.7	90.6	0.8	3.9	95.3
	② その他	2,914,447	4,793	796,119	2,006,084	0	107,451	0.2	27.3	27.5	68.8	—	3.7	72.5
	小 計	18,094,627	663,059	846,204	15,763,171	117,511	704,682	3.7	4.7	8.4	87.1	0.6	3.9	91.6
4 その他整備	1,781,074	14,820	200,834	1,332,188	126,662	106,570	0.8	11.3	12.1	74.8	7.1	6.0	87.9	
計	54,732,895	8,255,072	8,657,164	34,476,861	394,351	2,949,447	15.1	15.8	30.9	63.0	0.7	5.4	69.1	
運営関係経費	27,993,456	696,582	2,280,615	302,466	1,515,579	23,198,214	2.5	8.1	10.6	1.1	5.4	82.9	89.4	
合 計	82,726,351	8,951,654	10,937,779	34,779,327	1,909,930	26,147,661	10.8	13.2	24.0	42.0	2.4	31.6	76.0	

昭和50年度地方財政状況調査による
「自治大阪」から抜粋。

(単位：千円)

市町村	積立金 (G)	繰上償還金 (H)	繰立金と くずし額 (I)	実質単年度収支 (F+G+H-I)	参 考		地方交付税 (交付、 不交付区分)	財政力指数 (3年平均)	経常収支 比 率 (%)	公 債 費 比 率 (単年度) (%)
					人 口 (51.3.31 住民基本 台帳人口)	而 積 (km ²)				
99	-	39,026	-	△ 2,789,513	2,691,199	208.11	交 付	0.85	92.7	12.9
01	1,154	75,200	-	△ 1,281,447	747,030	132.92	交 付	0.94	100.3	9.5
13	-	-	-	△ 2,256,613	499,623	61.78	交 付	0.81	112.2	16.2
71	-	309,700	-	△ 797,171	382,910	36.60	交 付	0.85	99.1	18.0
66	372	30,000	-	△ 1,367,594	329,229	104.95	交 付	0.76	106.6	21.5
07	-	21,400	-	△ 874,507	293,209	36.60	交 付	0.87	97.8	10.3
78	-	274,900	-	△ 897,478	301,268	64.52	交 付	0.85	98.3	22.0
13	6,233	121,791	-	△ 672,789	255,093	41.26	交 付	0.78	116.9	20.0
14	-	360,033	-	△ 178,481	252,023	24.00	交 付	0.62	102.6	16.9
14	-	12,500	-	△ 235,614	206,413	75.15	不 交 付	0.94	91.2	17.9
74	-	-	-	△ 391,074	173,470	13.13	交 付	0.75	99.1	13.0
5	53,529	-	-	△ 140,326	174,908	69.97	交 付	0.69	102.6	7.7
7	-	15,800	-	△ 260,017	139,387	12.21	交 付	0.79	113.7	17.4
05	-	74,231	-	△ 73,826	132,773	16.58	交 付	0.47	93.5	12.9
02	-	-	-	△ 310,402	118,659	85.44	交 付	0.49	103.1	14.9
05	12,428	201,600	-	△ 499,413	108,694	18.37	交 付	0.76	97.1	13.4
03	830	-	-	△ 2,173	98,923	21.73	交 付	0.87	104.1	19.6
03	-	-	-	△ 174,333	94,418	27.00	交 付	0.49	95.0	17.5
01	9,399	-	-	△ 19,222	91,207	39.67	交 付	0.51	89.3	12.9
08	-	-	-	△ 11,798	87,131	50.80	交 付	0.67	125.3	17.0
01	408,918	-	308,918	△ 84,711	80,418	48.35	不 交 付	1.04	86.0	5.8
0	-	-	-	△ 221,220	77,740	40.69	交 付	0.68	100.2	13.3
1	4,069	104,680	-	△ 243,712	75,567	15.71	交 付	0.77	109.6	20.4
13	126,096	-	-	△ 101,113	68,692	109.60	交 付	0.62	72.8	9.8
9	250,000	-	-	△ 158,301	65,718	10.32	不 交 付	1.16	88.2	16.8
6	53,804	-	70,500	△ 354,792	66,219	10.63	交 付	0.74	105.4	16.8
3	21,895	-	-	△ 47,418	61,817	24.77	交 付	0.67	92.5	11.8
4	-	37,500	-	△ 31,334	59,135	8.70	交 付	0.65	91.3	17.4
0	13,211	70,900	-	△ 29,279	53,179	25.29	交 付	0.53	103.8	21.9
5	3,964	-	47,000	△ 185,571	51,821	18.90	交 付	0.44	99.2	19.1
5	109,018	-	75,172	△ 158,399	48,244	44.49	交 付	0.58	106.2	9.4
9	1,074,920	1,710,235	501,590	△ 9,333,104	5,194,918	1,290.13		0.78	101.6	15.3
3	11,523	7,250	20,000	△ 109,336	37,585	36.43	交 付	0.57	86.1	11.6
9	191,773	-	-	△ 198,732	36,643	12.05	交 付	0.56	76.0	13.9
1	61,459	-	-	△ 94,230	26,420	13.37	交 付	0.79	88.2	13.4
8	126,107	-	38,446	△ 164,639	23,034	49.12	交 付	0.54	71.6	9.9
6	3,734	-	77,500	△ 208,802	22,380	16.82	交 付	0.80	133.5	18.9
8	5,835	-	-	△ 47,383	18,497	17.21	交 付	0.58	90.0	13.4
1	717	-	-	△ 84,538	17,183	3.17	交 付	0.71	102.4	10.9
5	-	-	-	△ 42,305	12,301	25.48	交 付	0.31	62.6	7.6
2	25,680	1,517	-	△ 19,725	10,089	98.56	交 付	0.29	96.1	9.0
1	4,244	-	-	△ 6,667	7,878	2.12	交 付	0.37	83.5	9.0
5	6,038	724	-	△ 3,970	7,442	14.23	交 付	0.34	93.5	8.2
2	-	-	-	△ 24,672	7,495	34.47	交 付	0.39	64.9	9.7
4	11,976	-	-	△ 19,460	5,282	37.13	交 付	0.30	84.7	9.6
7	449,086	9,494	135,946	△ 500,971	232,229	360.16		0.55	87.8	12.1
2	1,524,006	1,719,729	637,536	△ 8,832,133	5,427,147	1,650.29		0.77	100.9	15.2
1	1,524,006	1,758,755	637,536	△ 11,621,646	8,118,346	1,858.40		0.81	97.1	14.1

資料5-2 昭和50年度 市町村別、対策別同和对策事業費調
〔関係市町村(除大阪市)〕

普通建設事業費

(単位：千円)

市町村	総事業費 A	総事業費Aの財源内訳						左の構成率						総事業費の補助対象状況			
		国庫 支出金 B	府支出金 C	地方債 D	その他 E	一般財源 F	B/A	C/A	B+C/A	D/A	E/A	F/A	D+E+F/A	補助対象 事業 a	a/A	単独事業 b	b/A
A	1,067,905	153,533	382,335	689,211	0	62,825	14.4	33.9	48.3	45.8	-	5.9	51.7	247,980	23.2	818,925	76.8
B	87,281	8,450	27,156	6,822	111	1,748	9.7	31.1	40.8	57.1	0.1	2.0	59.7	24,332	23.3	66,939	75.7
C	155,405	55,200	75,341	33,100	95	30,865	23.2	38.5	66.7	16.9	0.6	15.8	33.3	89,574	45.8	105,911	54.2
D	1,551,085	38,282	121,664	1,123,508	0	67,222	2.8	9.2	12.0	81.0	-	5.0	88.0	81,721	6.0	1,471,965	94.0
E	234,949	6,533	148,519	71,659	0	8,438	3.0	63.2	66.2	30.2	-	3.6	33.8	12,680	5.4	222,269	94.6
F	696,109	70,887	218,964	346,646	7,887	49,723	10.2	31.5	41.7	50.1	1.1	7.1	58.3	196,311	15.3	589,778	84.7
G	2,063	0	0	0	2,000	83	-	-	-	96.0	4.0	100.0	0	0	2,063	100.0	
H	187,944	6,614	130,325	24,395	0	26,655	3.5	69.3	72.8	13.0	-	14.2	27.2	10,277	5.5	177,667	94.5
I	238,065	51,473	120,220	44,292	18,612	3,008	22.3	50.2	72.5	18.5	7.8	1.2	27.5	152,446	67.8	77,159	32.2
J	3,827,831	1,157,268	1,131,242	1,246,774	0	59,607	33.0	31.0	61.0	34.4	-	1.6	36.0	2,518,531	69.2	1,117,280	30.8
K	421,330	41,026	114,222	260,882	0	5,390	9.7	27.2	36.9	61.9	-	1.2	63.1	73,653	17.3	348,277	82.7
L	1,142,938	110,573	167,369	747,984	0	136,807	9.7	12.9	22.6	65.4	-	12.0	77.4	449,578	39.3	693,360	60.7
M	85,735	7,000	10,680	66,383	0	1,732	8.2	12.5	20.7	27.3	-	2.0	79.3	10,504	12.3	75,231	87.7
N	728,683	23,354	240,565	443,118	0	18,646	3.2	33.4	36.6	60.8	-	2.6	63.4	344,330	47.3	384,353	52.7
O	234,133	1,332	11,452	219,685	0	11,664	0.6	4.9	5.5	88.5	-	5.0	94.5	1,998	0.9	222,135	98.1
P	1,229,496	123,708	285,778	701,536	0	108,474	10.1	24.1	34.2	57.1	-	8.8	65.9	409,522	33.3	819,974	66.7
Q	2,077,511	592,900	415,545	724,931	17,925	336,239	28.0	20.0	48.0	34.9	0.9	16.2	52.0	1,557,381	75.0	520,130	25.0
R	1,011,943	255,479	180,686	573,623	0	2,155	25.2	17.9	43.1	56.7	-	0.2	56.9	445,698	44.0	566,245	56.0
S	998,558	220,422	456,820	300,735	0	8,521	22.3	46.3	68.6	30.5	-	0.9	31.4	614,289	62.3	372,269	37.7
T	3,624,535	1,571,467	1,065,776	6,715,062	86,289	146,242	17.4	10.4	27.8	69.8	0.9	1.3	72.2	6,044,111	62.8	3,580,424	37.2
U	907,289	202,265	401,665	283,277	0	20,087	22.3	44.3	66.6	31.2	-	2.2	33.4	387,757	42.7	519,532	57.3
V	180,542	27,745	72,391	19,300	6,212	34,894	17.3	45.1	62.4	12.0	3.9	21.7	37.4	48,265	30.1	112,277	69.9
計	25,303,881	4,857,556	5,887,942	14,477,312	138,994	1,140,777	18.5	21.6	40.1	55.0	0.6	4.3	59.9	13,628,386	51.8	12,675,495	48.2

昭和50年度大阪府下市町村普通会計決算状況

昭和50年度地方財政状況調査による
「自治大阪」から抜粋。

(単位千円)

総額	左の財源(特定財源のみ)			歳出総額 (B)	左のうち普通建設事業費		歳入歳出差引 (A)-(B) (C)	翌年度へ繰 り越すべき 財 (D)	実質収支 (C)-(D) (E)	単年度収支 (F)	積立金 (G)	繰上償還金 (H)	積立金と り くずし額 (I)	実質単年度収支 (F+G+H-I) (J)	参 考		地方交付税 (交付、 不交付区分)	財政力指数 (3年平均)	経常収支 比 率 (%)	公債費 率 (単年度) (%)
	国庫支出金	府支出金	地方債		決算額	税 等									人 口 (51.3.31) 住民基本 台帳人口	而 積 (km ²)				
12,430	88,985,966	12,812,856	123,494,542	563,557,074	187,545,116	18,407,371	△ 4,374,644	1,513,945	△ 5,888,589	△ 2,828,539	-	39,026	-	△ 2,789,513	2,691,199	208.11	交 付	0.85	92.7	12.9
34,328	11,101,215	4,390,118	10,064,044	78,290,263	23,893,176	9,040,470	△ 4,605,935	2,282,771	△ 6,888,706	△ 1,357,801	1,154	75,200	-	△ 1,281,447	747,030	132.92	交 付	0.94	100.3	9.5
33,102	7,873,080	2,776,093	8,072,575	52,163,780	12,273,682	2,360,599	△ 4,180,678	337,278	△ 4,517,956	△ 2,256,613	-	-	-	△ 2,256,613	499,623	61.78	交 付	0.81	112.2	16.2
1,776	4,537,024	2,514,608	5,620,951	58,791,640	11,292,074	2,340,457	△ 1,019,864	544,938	△ 1,564,802	△ 1,106,871	-	309,700	-	△ 797,171	382,910	36.60	交 付	0.85	99.1	18.0
35,439	5,173,430	1,768,643	11,913,073	43,235,318	17,909,331	2,835,261	△ 1,469,879	466,490	△ 1,936,369	△ 1,397,966	372	30,000	-	△ 1,367,594	329,229	104.95	交 付	0.76	106.6	21.5
9,832	2,515,330	1,393,869	5,504,394	29,448,502	9,801,812	1,455,860	△ 228,670	934,024	△ 1,162,694	△ 895,907	-	21,400	-	△ 874,507	293,209	36.60	交 付	0.87	97.8	10.3
2,052	3,189,928	1,304,175	2,837,236	29,459,832	8,218,713	3,065,355	△ 1,597,780	187,682	△ 1,785,462	△ 1,172,378	-	274,900	-	△ 897,478	301,268	64.52	交 付	0.85	98.3	22.0
9,003	4,352,933	3,725,547	5,761,568	32,152,870	9,274,830	762,939	△ 2,173,867	104,528	△ 2,278,395	△ 800,813	6,233	121,791	-	△ 672,789	255,093	41.26	交 付	0.78	116.9	20.0
9,598	2,250,790	1,262,850	4,130,744	24,968,999	5,483,424	665,897	△ 1,379,401	85,844	△ 1,465,245	△ 538,514	-	360,033	-	△ 178,481	252,023	24.00	交 付	0.62	102.6	16.9
8,166	2,919,311	1,328,627	5,309,273	22,394,811	8,742,995	53,355	1,888,005	18,355	35,000	△ 248,114	-	12,500	-	△ 235,614	206,413	75.15	不 交 付	0.94	91.2	17.9
10,392	2,415,163	994,448	3,200,491	18,194,276	5,040,586	819,516	△ 603,884	30,869	△ 634,753	△ 391,074	-	-	-	△ 391,074	173,470	13.13	交 付	0.75	99.1	13.0
3,870	3,267,140	973,405	3,005,840	19,373,337	5,837,252	934,430	△ 40,533	185,276	△ 144,743	△ 193,855	53,529	-	-	△ 140,326	174,908	69.97	交 付	0.69	102.6	7.7
1,311	1,683,421	693,558	4,366,900	15,747,510	4,795,345	592,483	△ 936,199	39,968	△ 976,167	244,217	-	15,800	-	△ 260,017	139,387	12.21	交 付	0.79	113.7	17.4
8,546	1,412,390	679,467	2,335,805	679,467	3,360,388	409,840	△ 44,511	45,308	△ 89,819	△ 405	-	74,231	-	△ 73,826	132,773	16.58	交 付	0.47	93.5	12.9
8,538	3,689,524	1,649,153	9,138,967	21,724,751	13,151,152	764,012	△ 56,213	241,807	△ 298,020	△ 310,402	-	-	-	△ 310,402	118,659	85.44	交 付	0.49	103.1	14.9
9,828	2,769,473	3,974,556	5,085,714	19,494,213	10,645,318	201,838	△ 324,385	491	△ 324,876	285,385	12,428	201,600	-	△ 499,413	108,694	18.37	交 付	0.76	97.1	13.4
1,779	956,677	472,812	2,094,823	11,701,046	3,626,660	692,825	△ 50,733	50,387	△ 346	△ 3,003	830	-	-	△ 2,173	98,923	21.73	交 付	0.87	104.1	19.6
3,551	1,071,260	587,890	669,295	7,902,498	1,766,837	492,044	△ 408,917	-	△ 408,917	174,333	-	-	-	△ 174,333	94,418	27.00	交 付	0.49	95.0	17.5
3,328	1,239,204	692,568	1,510,797	10,310,720	3,655,895	763,837	△ 22,608	11,297	11,311	△ 28,621	9,399	-	-	△ 19,222	91,207	39.67	交 付	0.51	89.3	12.9
1,180	1,440,517	1,049,982	2,120,822	10,739,099	2,852,747	290,385	△ 587,919	14,323	△ 602,242	11,798	-	-	-	△ 11,798	87,131	50.80	交 付	0.67	125.3	17.0
6,885	1,219,636	709,674	865,618	13,319,676	5,081,746	2,748,274	607,209	310,359	296,850	△ 15,289	408,918	-	308,918	△ 84,711	80,418	48.35	不 交 付	1.04	86.0	5.8
10,522	1,178,746	771,509	1,556,533	8,421,064	2,704,900	530,682	△ 190,542	97,695	△ 288,237	△ 221,220	-	-	-	△ 221,220	77,740	40.69	交 付	0.68	100.2	13.3
3,866	981,617	361,704	2,641,000	9,804,550	3,986,542	828,484	△ 259,316	245,294	14,022	△ 352,461	4,069	104,680	-	△ 243,712	75,567	15.71	交 付	0.77	109.6	20.4
7,288	886,998	506,217	1,017,113	8,007,603	3,856,310	914,869	△ 159,685	35,260	124,425	△ 24,983	126,096	-	-	△ 101,113	68,692	109.60	交 付	0.62	72.8	9.8
9,424	840,390	494,366	1,352,500	8,240,501	3,024,544	489,659	△ 118,923	42,263	76,660	△ 91,699	-	-	-	△ 158,301	65,718	10.32	不 交 付	1.16	88.2	16.8
5,246	1,345,637	278,353	1,279,100	8,633,561	2,380,998	328,315	△ 328,315	20,786	△ 349,101	△ 338,096	-	-	70,500	△ 354,792	66,219	10.63	交 付	0.74	105.4	16.8
5,809	631,984	386,330	1,394,400	7,210,545	3,029,299	576,041	△ 154,736	-	△ 154,736	△ 69,313	21,895	-	-	△ 47,418	61,817	24.77	交 付	0.67	92.5	11.8
2,152	822,300	284,669	528,000	5,978,528	1,915,468	438,919	△ 203,624	12,691	△ 190,933	△ 68,834	-	37,500	-	△ 31,334	59,135	8.70	交 付	0.65	91.3	17.4
3,440	508,072	245,355	1,776,500	6,461,891	2,111,563	273,486	△ 178,451	30,000	△ 208,451	△ 113,390	13,211	70,900	-	△ 29,279	53,179	25.29	交 付	0.53	103.8	21.9
6,216	615,861	403,449	543,700	5,166,709	1,371,589	256,182	△ 80,493	-	△ 80,493	△ 142,535	3,964	-	-	△ 185,571	51,821	18.90	交 付	0.44	99.2	19.1
6,836	1,056,494	788,353	1,871,611	7,245,611	3,462,240	418,457	△ 178,775	66,499	△ 245,274	△ 192,245	109,018	-	-	△ 158,399	48,244	44.49	交 付	0.58	106.2	9.4
3,333	73,955,545	37,462,348	107,569,385	606,406,761	194,647,416	38,171,870	△ 19,213,428	6,442,483	△ 25,655,911	△ 11,616,669	1,074,920	1,710,235	501,590	△ 9,333,104	5,194,918	1,290.13	-	0.78	101.6	15.3
2,715	422,891	433,314	616,700	3,922,819	1,610,402	360,450	89,896	-	89,896	110,563	11,523	7,250	20,000	△ 109,336	37,585	36.43	交 付	0.57	86.1	11.6
4,157	418,281	138,827	1,330,200	4,305,940	1,962,215	326,926	8,217	-	8,217	6,959	191,773	-	-	△ 198,732	36,643	12.05	交 付	0.56	76.0	13.9
7,163	187,308	197,283	377,100	2,364,828	725,599	201,707	82,335	10,666	71,669	32,771	61,459	-	-	△ 94,230	26,420	13.37	交 付	0.79	88.2	13.4
6,805	182,887	230,754	667,400	3,173,921	1,242,242	345,288	27,884	28,884	41,600	76,978	126,107	-	38,446	△ 164,639	23,034	49.12	交 付	0.54	71.6	9.9
0,996	236,553	138,014	339,900	2,744,433	715,195	70,325	△ 33,437	28,204	△ 61,641	△ 135,036	3,734	-	77,500	△ 208,802	22,380	16.82	交 付	0.80	133.5	18.9
6,382	140,122	165,423	650,200	2,318,885	995,982	163,832	97,497	-	97,497	41,548	5,835	-	-	△ 47,383	18,497	17.21	交 付	0.58	90.0	13.4
2,399	160,482	124,731	419,700	1,677,239	490,839	50,190	85,160	-	85,160	83,821	717	-	-	△ 84,538	17,183	3.17	交 付	0.71	102.4	10.9
9,551	75,019	79,035	74,200	1,139,626	418,436	280,211	69,925	-	69,925	△ 42,305	-	-	-	△ 42,305	12,301	25.48	交 付	0.31	62.6	7.6
3,835	89,059	392,290	134,826	1,355,764	533,225	47,896	78,071	67	78,004	△ 7,472	25,680	1,517	-	△ 19,725	10,089	98.56	交 付	0.29	96.1	9.0
4,772	111,531	64,753	110,600	867,314	352,871	103,014	87,458	-	87,458	△ 10,911	4,244	-	-	△ 6,667	7,878	2.12	交 付	0.37	83.5	9.0
9,189	30,534	173,330	234,600	936,917	471,831	72,795	32,272	-	32,272	△ 10,735	6,038	724	-	△ 3,970	7,442	14.23	交 付	0.34	93.5	8.2
1,882	91,124	207,969	292,851	1,231,955	641,403	115,563	129,927	6,117	123,810	24,672	-	-	-	△ 24,672	7,495	34.47	交 付	0.39	64.9	9.7
4,566	18,740	177,281	40,700	737,880	200,935	41,183	16,686	-	16,686	7,484	11,976	-	-	△ 19,460	5,282	37.13	交 付	0.30	84.7	9.6
4,412	2,164,531	2																		

昭和50年度普通会計歳出における同和関係経費の状況（府下全市町村分）

普通会計歳出額		左の財源内訳										運営関係経費		全
全体 A	同和 B	国・府支出金						地方債		税等		全体 M	同和 N	
		国庫支出金		府支出金		計		全体 I	同和 J	全体 K	同和 L			
		全体 C	同和 D	全体 E	同和 F	全体 G	同和 H							
58,791,640	1,510,351	4,537,024	161,060	2,514,608	386,536	7,051,632	547,596	5,620,951	489,211	20,859,971	469,598	47,499,566	442,446	11
11,701,046	326,572	956,677	24,970	472,812	61,607	1,429,489	86,577	2,094,823	49,823	5,942,510	187,459	8,074,386	239,281	3
29,448,502	672,454	2,515,330	77,805	1,393,869	121,308	3,909,199	199,113	5,504,394	33,100	14,423,862	438,301	19,646,690	476,969	9
43,235,318	2,480,454	5,173,430	78,386	1,768,643	209,909	6,942,073	288,295	11,913,073	1,177,098	17,515,024	945,636	25,325,987	1,126,768	17
22,394,811	843,657	2,919,311	47,102	1,328,627	282,549	4,247,938	329,651	5,309,273	71,059	11,035,548	433,801	13,651,816	608,708	8
13,319,676	840,296	1,219,636	71,641	709,674	241,422	1,929,310	313,063	865,618	348,648	4,855,034	170,718	8,237,930	144,187	5
2,744,433	36,004	236,553	0	138,014	2,013	374,567	2,013	339,900	0	1,453,232	31,991	2,029,238	33,921	
1,355,764	256,119	89,059	6,614	392,290	147,198	481,349	153,812	134,826	25,746	701,737	76,561	822,539	68,175	
1,231,955	285,181	91,124	54,226	207,969	132,080	299,093	186,306	292,851	44,292	599,388	35,971	590,552	45,576	
32,152,870	5,606,498	4,352,933	1,266,073	3,725,547	1,286,313	8,078,480	2,552,386	5,761,568	1,246,744	12,910,901	1,780,192	22,884,040	1,978,667	9
10,310,720	1,007,270	1,239,204	85,135	692,568	176,843	1,931,772	261,978	1,510,797	260,892	5,528,721	478,741	6,654,825	585,940	3
24,968,999	1,926,056	2,250,790	151,289	1,262,850	309,870	3,513,640	461,159	4,130,744	747,984	12,066,404	704,977	19,485,575	783,118	5
11,823,057	836,066	1,412,390	42,661	679,467	139,257	2,091,857	181,918	2,335,805	66,303	6,417,493	586,343	8,462,669	750,331	3
19,494,213	1,505,754	2,769,473	67,880	3,974,556	327,285	6,744,029	395,165	5,085,714	443,118	6,357,660	661,574	8,848,895	777,071	10
7,902,498	870,162	1,071,260	82,685	587,890	133,749	1,659,150	216,434	669,295	212,595	5,057,858	433,404	6,135,661	636,029	1
52,163,780	2,721,074	7,873,080	125,215	2,776,093	386,033	10,649,173	511,248	8,072,575	701,536	26,657,957	1,505,182	39,890,098	1,491,578	12
78,290,263	4,503,732	11,101,215	635,457	4,390,118	669,274	15,491,333	1,304,731	10,064,044	724,931	41,130,095	2,395,867	54,397,087	2,426,221	23
8,421,064	1,390,826	1,178,746	257,552	771,509	249,819	1,950,255	507,371	1,556,533	581,623	3,856,512	297,778	5,716,164	378,883	2
10,739,099	1,971,768	1,440,517	279,425	1,049,982	572,801	2,490,499	852,226	2,120,820	305,411	4,392,254	806,000	7,786,352	985,210	2
21,724,751	10,284,202	3,689,524	1,671,921	1,649,153	1,084,051	5,338,677	2,755,972	9,138,967	6,715,062	6,164,771	706,872	8,573,599	659,667	13
7,245,611	1,336,196	1,056,494	235,842	788,353	435,099	1,844,847	670,941	1,871,611	283,272	2,705,858	356,679	3,783,371	428,907	3
3,173,921	359,453	182,887	35,841	230,754	117,121	413,641	152,962	667,400	19,300	1,393,040	178,435	1,931,679	198,911	1
472,633,991	41,570,145	57,356,657	5,458,780	31,505,346	7,472,137	88,862,003	12,930,917	85,061,582	14,547,778	212,035,830	13,681,880	320,422,719	15,266,564	152
563,557,074	40,831,234	88,985,966	3,492,874	12,812,856	3,463,346	101,798,822	6,956,220	123,494,542	20,229,549	261,286,020	12,145,105	376,011,958	12,404,016	187
1,036,191,065	82,401,379	146,342,623	8,951,654	44,318,202	10,935,483	190,660,825	19,887,137	208,556,124	34,777,327	473,321,850	25,826,985	696,434,677	27,670,580	339
160,550,291	324,972	18,763,419	0	8,480,006	2,296	27,243,425	2,296	27,796,780	2,000	80,051,237	320,676	107,752,972	322,876	52
1,196,741,356	82,726,351	165,106,042	8,951,654	52,798,208	10,937,779	217,904,250	19,889,433	236,352,904	34,779,327	553,373,087	26,147,661	804,187,649	27,993,456	392

(単位千円)

建設事業費			率 (%)																								
額	左のうち税等		B A	C A	E A	G A	I A	K A	D B	F B	H B	J B	L B	D C	F E	H G	J I	L K	M A	O A	N B	P B	Q O	R P	R Q	N M	P O
	和 P	全体 Q																									
1,067,905	2,340,457	62,826	2.6	7.7	4.3	12.0	9.6	35.5	10.7	25.6	36.3	32.4	31.0	3.5	15.4	7.8	8.7	2.3	80.8	19.2	29.3	70.7	20.7	5.9	2.7	0.9	9.5
87,291	692,825	1,748	2.8	8.2	4.0	12.2	17.9	50.8	7.6	18.9	26.5	15.3	57.4	2.6	13.0	6.1	2.4	3.2	69.0	31.0	73.3	26.7	19.1	2.0	0.3	3.0	2.4
195,485	1,455,860	30,866	2.3	8.5	4.7	13.2	18.7	49.0	11.6	18.0	29.6	4.9	65.2	3.1	8.7	5.1	0.6	3.0	66.7	33.3	70.9	29.1	14.9	15.8	2.1	2.4	2.0
353,686	2,835,261	67,232	5.7	12.0	4.1	16.1	27.6	40.5	3.2	8.4	11.6	47.5	38.1	1.5	11.9	4.2	9.9	5.4	58.6	41.4	45.4	54.6	15.8	5.0	2.4	4.4	7.6
234,949	1,888,005	8,438	3.8	13.0	5.9	18.9	23.7	49.3	5.6	33.5	39.1	8.4	51.4	1.6	21.3	7.8	1.3	3.9	61.0	39.0	72.2	27.8	21.6	3.6	0.4	4.5	2.7
696,109	2,748,274	49,723	6.3	9.2	5.3	14.5	6.5	36.4	8.5	28.6	37.1	41.5	20.3	5.9	34.0	16.2	4.0	3.5	61.8	38.2	17.2	82.8	54.1	7.1	1.8	1.8	13.7
2,083	70,325	83	1.3	8.6	5.0	13.6	12.4	53.0	—	5.6	5.6	—	88.8	—	1.5	0.5	—	2.2	73.9	26.1	94.2	5.8	9.8	4.0	4.0	1.7	0.3
187,944	47,896	26,605	18.9	6.6	28.9	35.5	10.0	51.8	2.6	57.5	60.1	10.1	29.8	7.4	37.5	32.0	19.1	10.9	60.7	39.3	26.6	73.4	9.0	14.2	55.5	8.3	35.2
239,605	115,563	3,008	23.1	7.4	16.9	24.3	23.8	48.6	19.0	46.3	65.3	15.5	12.7	59.5	63.5	62.3	15.1	6.0	47.9	52.1	16.0	84.0	18.0	1.3	2.6	7.7	37.4
627,831	762,939	59,607	17.4	13.5	11.6	24.1	17.9	40.2	22.6	22.9	45.5	22.2	31.8	29.1	34.5	31.6	21.6	13.8	71.2	28.8	35.3	64.7	8.2	1.6	7.8	8.6	39.1
421,330	763,837	5,190	9.8	12.0	6.7	18.7	14.7	53.6	8.5	17.5	26.0	25.9	47.5	6.9	25.5	13.6	17.3	8.7	64.5	35.5	58.2	41.8	20.9	1.2	0.7	8.8	11.5
142,938	665,897	136,807	7.7	9.0	5.1	14.1	16.5	48.3	7.9	16.1	24.0	38.8	36.6	6.7	24.5	13.1	18.1	5.8	78.0	22.0	40.7	59.3	12.1	12.0	20.5	4.0	20.8
85,735	409,840	1,752	7.1	11.9	5.7	17.6	19.8	54.3	5.1	16.7	21.8	7.9	70.1	3.0	20.5	8.7	2.8	9.1	71.6	28.4	89.7	10.3	12.2	2.0	0.4	8.9	2.6
728,683	201,838	18,646	7.7	14.2	20.4	34.6	26.1	32.6	4.5	21.7	26.2	29.5	43.9	2.5	8.2	5.9	8.7	10.4	45.4	54.6	51.6	48.4	1.9	2.6	9.2	8.8	6.8
234,133	492,044	11,664	11.0	13.6	7.4	21.0	8.5	64.0	9.5	15.4	24.9	24.5	49.8	7.7	22.8	13.0	31.8	8.6	77.6	22.4	73.1	26.9	27.8	5.0	2.4	10.4	13.3
229,496	2,360,599	108,474	5.2	15.1	5.3	20.4	15.5	51.1	4.6	14.2	18.8	25.8	55.3	1.6	13.9	4.8	8.7	5.6	76.5	23.5	54.8	45.2	19.2	8.8	4.6	3.7	10.0
77,511	9,040,470	336,209	5.7	14.2	5.6	19.8	12.9	52.5	14.1	14.9	29.0	16.1	53.2	5.7	15.2	8.4	7.2	5.8	69.5	30.5	53.9	46.1	37.8	16.7	3.7	4.5	8.7
11,943	530,682	2,155	16.5	14.0	9.2	23.2	18.5	45.8	18.5	18.0	36.5	41.8	21.4	21.8	32.4	26.0	37.4	7.7	67.9	32.1	27.2	72.8	19.6	0.2	0.4	6.6	37.4
986,558	290,385	8,521	18.4	13.4	9.8	23.2	19.8	40.9	14.1	29.1	43.2	15.5	40.9	19.4	54.6	34.2	14.4	18.4	72.5	27.5	50.0	50.0	9.8	0.9	2.9	12.7	33.4
624,535	764,012	146,242	47.3	17.0	7.6	24.6	42.1	28.4	16.3	10.5	26.8	65.3	6.9	45.3	65.7	51.6	73.5	11.5	39.5	60.5	6.4	93.6	5.8	1.5	19.1	7.7	73.2
907,289	418,457	20,087	18.4	14.6	10.9	25.5	25.8	37.3	17.6	32.6	50.2	21.2	26.7	22.3	55.2	36.4	15.1	13.2	52.2	47.8	32.1	67.9	12.1	2.2	4.8	11.3	26.2
160,542	345,288	34,894	11.3	5.8	7.3	13.1	21.0	43.9	10.1	32.5	42.6	5.4	49.6	19.6	50.8	37.0	2.9	12.8	60.9	39.1	55.3	44.7	27.8	21.7	10.1	10.3	12.9
303,581	29,240,754	1,140,777	8.8	12.1	6.7	18.8	18.0	44.9	13.1	18.0	31.1	35.0	32.9	9.5	23.7	14.6	17.1	6.5	67.8	32.2	36.7	63.3	19.2	4.3	3.9	4.8	17.3
427,218	18,407,371	1,808,574	7.2	15.8	2.3	18.1	21.9	46.4	8.6	8.5	17.1	49.5	29.8	3.9	27.0	6.8	16.4	4.6	66.7	33.3	30.4	69.6	9.8	6.4	9.8	3.3	15.2
730,799	47,648,125	2,949,351	8.0	14.1	4.3	18.4	20.1	45.7	10.9	13.3	24.2	42.2	31.3	6.1	24.7	10.4	16.7	5.5	67.2	32.8	33.6	66.4	14.0	5.4	6.2	4.0	16.1
2,096	11,110,495	96	0.2	11.7	5.3	17.0	17.3	49.9	—	0.7	0.7	0.6	98.7	—	0.0	0.0	0.0	0.4	67.1	32.9	99.4	0.6	21.0	4.6	0.0	0.3	0.0
732,895	58,758,621	2,949,447	6.9	13.8	4.4	18.2	19.7	46.2	10.8	13.2	24.0	42.0	31.6	5.4	20.7	9.1	14.7	4.7	67.2	32.8	33.8	66.2	15.0	5.4	5.0	3.5	13.9

111 「特別措置法」残り2ヶ年の段階における行財政の状況

資料5-3 昭和50年度 市町村別、対策別同和対策事業費調
〔関係市町村(除大阪市)〕

運営関係経費

(単位：千円)

市町村	総事業費 A	総事業費Aの財源内訳				その構成率								備 考
		国庫支出金 B	府支出金 C	地方債 D	その他 E	一般財源 F	B/A	C/A	B+C/A	D/A	E/A	F/A	D+E+F/A	
A	442,446	7,527	24,201	0	3,946	406,772	1.7	5.5	7.2	—	0.9	91.9	92.8	
B	239,281	16,520	34,451	0	2,589	185,711	6.9	14.4	21.3	—	1.1	77.6	78.7	
C	476,969	22,605	45,964	0	965	407,435	4.7	9.7	14.4	—	0.2	85.4	85.6	
D	1,126,768	40,104	85,245	53,590	69,425	878,404	3.6	7.6	11.1	4.8	6.2	77.9	88.9	
E	608,708	40,169	134,030	0	9,146	425,363	6.6	22.0	28.6	—	1.5	69.9	71.4	
F	144,187	754	22,438	0	—	120,995	0.5	15.6	16.1	—	—	83.9	83.9	
G	33,921	0	2,013	0	0	31,908	—	5.9	5.9	—	—	94.1	94.1	
H	68,175	0	16,869	1,350	—	49,956	—	24.7	24.7	2.0	—	73.3	75.3	
I	45,576	733	11,860	0	0	32,983	1.7	26.0	27.7	—	—	72.3	72.3	
J	1,978,667	68,865	162,071	0	27,146	1,720,585	3.5	8.2	11.7	—	1.4	86.9	88.3	
K	585,940	44,109	62,621	0	5,659	473,551	7.5	10.7	18.2	—	1.0	80.8	81.8	
L	783,118	40,711	162,301	0	11,936	568,170	5.2	20.7	25.9	—	1.5	72.6	74.1	
M	750,331	35,661	128,577	0	1,502	584,591	4.8	17.1	21.9	—	0.2	77.9	78.1	
N	777,071	44,526	83,720	0	6,097	642,728	5.7	10.8	16.5	—	0.8	82.7	83.5	
O	636,029	81,353	122,297	2,910	7,729	421,740	12.8	19.2	32.0	0.5	1.2	66.3	68.0	
P	1,491,578	1,507	90,255	0	3,108	1,396,708	0.1	6.1	6.2	—	0.2	93.6	93.8	
Q	2,426,221	52,557	253,729	0	60,277	2,059,658	2.2	10.4	12.6	—	2.5	84.9	87.4	
R	378,883	2,073	69,133	8,000	4,054	295,623	0.5	18.2	18.7	2.1	1.1	78.0	81.2	
S	985,210	59,003	115,981	4,616	8,131	797,479	6.0	11.8	17.8	0.5	0.8	80.9	82.2	
T	659,667	754	78,275	0	20,008	560,630	0.1	11.9	12.0	—	3.0	85.0	88.0	
U	428,907	33,577	33,434	0	25,304	336,592	7.8	7.8	15.6	—	5.9	78.5	84.4	
V	198,911	8,096	44,730	0	2,544	143,541	4.1	22.5	26.6	—	1.3	72.1	73.4	
計	15,266,564	601,224	1,784,195	70,466	269,576	12,541,103	3.9	11.7	15.6	0.5	1.8	82.1	84.4	

資料6-2 昭和50年度 同和对策事業費財源構成調(関係市町村(除大阪市))
普通建設事業費 (単位:千円)

事業名	総事業費 A	左の財源内訳					構成率							補助 事業費 a	a A	備考
		国 庫 支出金 B	府支出金 C	地方債 D	その他 E	税 等 F	B A	C A	B+C A	D A	E A	F A	D+E+F A			
1. 生活環境施設整備	12,464,925	4,644,789	3,563,858	4,270,346	48,865	545,087	37.3	28.2	61.0	34.3	0.4	4.3	39.0	8,993,383	72.1	
① 住宅整備	9,159,148	3,532,620	1,994,221	3,133,502	37,364	441,441	38.8	21.8	60.6	34.2	0.4	4.8	39.4	7,900,339	86.3	
② 道路整備	1,388,308	167,834	884,233	456,322	5,081	80,638	10.5	53.3	61.8	28.6	0.6	5.0	34.2	292,018	16.8	
③ 下水道整備	432,266	68,742	245,659	111,187	0	6,678	15.9	56.8	72.7	25.8	—	1.5	27.3	106,206	24.6	
④ その他	1,275,203	305,593	381,645	569,335	2,000	16,630	24.0	29.9	53.9	44.6	0.2	1.3	46.1	718,429	56.3	
2. 社会福祉施設整備	4,181,333	150,879	1,487,357	2,350,271	29,321	131,525	3.6	35.6	39.4	56.3	0.7	3.7	60.6	617,877	14.8	
① 障害児	594,742	21,720	274,822	244,915	0	23,245	2.1	49.5	51.6	44.2	—	4.2	48.4	43,662	7.3	
② 保育所	1,928,944	111,643	846,311	841,825	29,287	99,875	5.8	43.9	48.7	13.6	1.5	5.2	50.3	427,465	22.2	
③ その他	1,657,647	37,476	366,224	1,363,531	34	30,405	2.2	21.6	23.8	74.4	0.0	1.8	26.2	146,730	8.8	
3. 農林水産業関係	927,452	12,000	129,413	780,389	62	5,388	1.3	14.0	15.3	84.1	0.0	0.6	84.7	37,388	4.0	
4. 商工関係	25,827	0	0	0	0	25,827	—	—	—	—	—	100.0	100.0	0	0.0	
5. 教育関係施設整備	8,547,156	587,068	536,131	6,964,445	61,966	397,546	6.9	6.3	13.2	81.4	0.7	4.7	86.8	3,970,703	46.5	
① 小・中学校	7,260,235	587,068	40,981	6,183,649	61,966	386,971	8.1	0.6	8.7	85.1	0.9	5.3	91.3	3,970,703	54.7	
② その他	1,286,921	0	495,550	780,796	0	10,575	—	38.5	38.5	60.7	—	0.8	61.5	3,287,522	45.3	
6. その他整備	158,858	2,820	29,383	111,661	0	13,204	1.8	18.6	20.4	71.2	—	8.4	79.4	7,225	4.6	
計	25,333,881	4,857,556	5,807,942	14,477,312	138,974	1,140,777	19.5	21.6	40.1	55.0	0.6	4.3	59.9	13,628,386	51.8	
														12,675,185	48.2	

資料6-1 昭和50年度 同和对策事業費財源構成調(関係市町村(除大阪市))
総 括 (単位:千円)

事業名	総事業費 A	左の財源内訳					構成率							備考
		国 庫 支出金 B	府支出金 C	地方債 D	その他 E	税 等 F	B A	C A	B+C A	D A	E A	F A	D+E+F A	
1. 生活環境施設整備	13,468,123	4,140,242	3,564,994	4,270,346	115,003	1,382,538	30.7	26.4	57.1	31.7	0.6	10.3	42.9	
① 住宅整備	9,965,733	3,598,073	2,026,714	3,136,302	81,922	1,120,722	36.1	20.3	56.4	31.6	0.8	11.2	43.6	
② 道路整備	1,632,319	167,834	884,233	456,322	9,081	94,649	10.4	54.8	65.2	28.3	0.6	5.9	34.8	
③ 下水道整備	432,266	68,742	245,659	111,187	0	6,678	15.9	56.9	72.8	25.7	—	1.5	27.2	
④ その他	1,435,805	305,593	398,382	569,335	22,000	160,489	21.0	27.4	48.4	39.1	1.3	11.0	51.6	
2. 社会福祉施設整備	10,641,327	685,936	2,129,233	2,350,985	126,113	5,338,988	6.4	20.0	26.4	22.1	1.3	50.2	73.6	
① 障害児	2,254,776	31,354	338,296	245,321	22,461	1,419,344	1.4	23.8	25.2	10.9	1.0	62.9	74.8	
② 保育所	5,882,322	616,106	1,193,461	842,135	94,436	3,134,184	10.5	20.3	30.8	14.3	1.6	53.3	69.2	
③ その他	2,504,229	38,476	397,446	1,363,531	19,316	785,469	1.5	15.9	17.4	50.5	0.8	31.3	82.6	
3. 農林水産業関係	1,022,135	12,000	127,631	833,779	62	28,443	1.2	14.5	15.7	81.5	0.0	2.8	84.3	
4. 商工関係	94,349	0	15,781	0	0	78,568	—	16.7	16.7	—	—	83.3	83.3	
5. 教育関係施設整備	10,916,135	589,329	1,056,711	6,964,445	63,403	2,242,017	5.4	9.7	15.1	63.8	0.6	20.5	84.9	
① 小・中学校	7,882,774	589,017	146,203	6,183,649	62,076	901,429	7.5	1.9	9.4	78.4	0.8	11.4	90.6	
② その他	3,033,361	0	910,508	780,796	1,337	1,340,588	0.0	30.0	30.0	25.8	0.0	44.2	70.0	
6. その他整備	5,430,076	31,073	567,567	125,221	94,889	4,611,326	0.6	10.5	11.1	2.3	1.7	84.9	88.9	
計	41,570,145	5,458,780	7,472,137	14,547,778	489,870	13,681,880	13.1	18.0	31.1	35.0	1.0	32.9	68.9	

資料7 昭和50年度同和対策事業にかかる
同和対策事業債の状況〔関係市町村(除大阪市)〕

(単位：千円)

市町村	同和対策事業債			同和対策事業債にかかる元利償還金		
	借入額 A	左の内10条指定分 B	B/A	元利償還金 C	左の内10条適用分 D	D/C
A	154,700	42,100	27.2	30,073	4,506	15.0
B	10,800	6,000	55.6	30,635	1,121	3.7
C	33,100	14,500	43.8	41,009	7,809	19.0
D	390,100	0	0.0	144,305	7,509	5.2
E	55,100	2,700	4.9	85,618	12,631	14.8
F	319,800	23,100	7.2	16,616	4,724	28.4
G	0	00	0.0	0	0	0.0
H	15,200	4,000	26.3	8,116	437	5.4
I	15,700	4,800	30.6	6,683	484	7.2
J	512,800	47,500	9.3	225,490	26,977	12.0
K	126,200	16,900	13.4	34,266	5,437	15.9
L	684,984	0	0.0	51,741	2,901	5.6
M	15,400	700	4.5	80,734	6,483	8.0
N	115,100	21,600	18.8	108,799	6,693	6.2
O	3,500	400	11.4	46,760	2,929	6.3
P	484,700	2,000	0.4	167,955	5,743	3.4
Q	73,400	6,000	8.2	129,765	2,348	1.8
R	97,700	2,800	2.9	34,009	2,428	7.1
S	153,000	6,700	4.4	124,607	4,049	3.2
T	503,800	237,700	47.2	92,502	13,464	14.6
U	139,200	2,000	1.4	62,401	3,421	5.5
V	19,300	4,900	25.4	18,250	2,314	12.7
計	3,923,584	446,400	11.4	1,540,334	124,408	8.1

資料6-3 昭和50年度 同和対策事業費財源構成調〔関係市町村(除大阪市)〕
運営関係経費

(単位：千円)

事業名	総事業費 A	左の財源内訳						構成率						備考
		国支出金 B	県支出金 C	地方債 D	その他 E	税率 F	B/A	C/A	B+C/A	D/A	E/A	F/A	D+E+F/A	
1. 生活環境施設整備	1,001,188	45,453	49,136	2,800	66,358	337,451	4.5	4.9	9.4	0.3	6.7	83.6	90.6	
① 住宅整備	806,595	45,453	32,393	2,800	46,358	679,391	5.6	4.0	10.6	0.3	5.8	84.3	90.4	
② 道路整備	14,011	0	0	0	0	14,011	—	—	—	—	100.0	100.0		
③ 下水道整備	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—		
④ その他	180,582	0	16,743	0	20,000	143,839	—	9.3	9.3	—	11.1	73.6	90.7	
2. 社会福祉施設整備	6,432,974	325,057	641,846	716	106,852	5,160,403	8.1	9.9	18.0	0.0	1.7	80.3	82.0	
① 障害者施設	1,700,034	15,594	261,474	406	22,461	1,399,099	1.2	15.4	15.6	0.0	1.3	82.1	83.4	
② 保育所	3,933,378	504,463	349,147	310	65,145	3,024,393	12.8	8.8	21.6	0.0	1.6	76.8	78.4	
③ その他	806,562	1,000	31,225	0	19,282	755,455	0.1	3.9	4.0	—	2.4	93.6	96.0	
3 農林水産業関係	94,683	0	18,438	53,390	0	22,855	—	19.4	19.4	56.4	—	24.2	80.6	
4 商工関係	68,522	0	15,781	0	0	52,741	—	23.0	23.0	—	—	77.0	77.0	
5. 教育関係施設整備	2,388,973	2,461	520,610	0	1,437	1,844,475	0.1	22.0	22.1	—	0.0	77.9	77.9	
① 小・中学校	622,519	1,949	105,622	0	110	514,438	0.3	17.0	17.3	—	0.0	82.7	82.7	
② その他	1,746,454	512	414,988	0	1,327	1,329,633	0.0	23.9	23.9	—	0.0	75.1	75.1	
6 その他整備	5,273,298	23,253	538,394	13,565	94,839	4,598,127	0.5	10.2	10.7	0.3	1.8	87.2	88.2	
計	15,265,564	601,224	1,784,195	70,465	289,576	12,541,112	3.9	11.7	15.6	0.5	1.8	82.1	84.4	

資料9 「特別措置法」以後の同和对策事業費の状況(府下全市町村)

(単位:千円)

区分	年度	左の財源内訳					財源構成比							
		国庫支出金 A	府支出金 B	地方債 C	その他 D	税等 E	B/A	C/A	B+C/A	D/A	E/A	F/A	D+E+F/A	
総事業費	44	12,501,175	2,205,781	1,828,246	3,471,543	434,998	4,560,607	17.64	14.62	32.26	27.78	3.48	36.48	67.74
	45	23,059,419	3,813,148	2,967,971	8,309,643	440,927	7,527,730	16.54	12.87	29.41	36.04	1.91	32.64	70.59
	46	38,046,818	5,682,491	5,310,253	13,523,665	658,342	12,872,067	14.94	13.96	28.90	35.54	1.73	33.83	71.10
	47	47,968,569	5,596,450	9,278,023	17,699,725	659,023	14,735,348	11.67	19.34	31.01	36.90	1.37	30.72	68.99
	48	66,642,049	5,873,810	11,150,313	26,248,884	1,411,122	21,957,920	8.81	16.73	25.54	39.39	2.12	32.95	74.46
	49	83,500,890	6,885,424	15,893,899	26,533,859	1,600,940	32,586,768	8.25	19.03	27.28	31.78	1.91	39.03	72.72
	計	354,445,271	39,008,758	57,366,484	130,566,646	7,115,282	120,388,101	11.01	16.18	27.19	36.84	2.00	33.97	72.81
普通建設事業費	44	(79.9) 9,990,774	2,163,384	1,723,661	3,366,143	120,368	2,617,218	21.65	17.25	38.90	33.69	1.20	26.21	61.10
	45	(82.0) 18,901,038	3,723,176	2,851,604	7,955,258	349,896	4,021,104	19.70	15.09	34.79	42.09	1.58	21.27	65.21
	46	(79.6) 30,286,194	5,568,003	5,063,482	13,309,459	331,569	6,013,681	18.38	16.72	35.10	43.95	1.09	19.86	64.90
	47	(75.2) 36,061,435	5,304,973	8,325,037	17,107,033	472,395	4,851,997	14.71	23.09	37.80	47.44	1.31	13.45	62.20
	48	(75.9) 50,563,105	5,507,206	9,982,389	25,689,111	876,633	8,507,766	10.89	19.74	30.63	50.81	1.73	16.83	69.37
	49	(72.2) 60,324,746	6,412,003	14,153,175	26,014,128	896,646	12,848,794	10.63	23.46	34.09	43.12	1.49	21.30	65.91
	計	(66.2) 54,732,896	8,255,072	8,657,164	34,476,861	394,351	2,949,447	15.08	15.82	30.90	62.99	0.72	5.39	69.10
運送関係経費	44	(20.1) 2,510,401	42,397	104,585	105,400	314,630	1,943,389	1.69	4.17	5.86	4.20	12.53	77.41	94.14
	45	(18.0) 4,158,381	89,972	116,367	354,385	91,031	3,506,626	2.16	2.80	4.96	8.52	2.19	84.33	95.04
	46	(20.4) 7,760,624	114,488	246,771	214,206	326,773	6,858,386	1.48	3.18	4.66	2.76	4.21	88.37	95.34
	47	(24.8) 11,907,134	291,477	952,986	592,692	186,628	9,883,351	2.45	8.00	10.54	4.98	1.57	83.00	89.55
	48	(24.1) 16,078,944	366,604	1,167,924	559,773	534,489	13,450,154	2.28	7.26	9.54	3.48	3.32	83.66	90.46
	49	(27.8) 23,176,144	473,421	1,740,724	519,731	704,294	19,737,974	2.04	7.51	9.55	2.24	3.04	85.17	90.45
	計	(33.8) 93,585,084	2,074,941	6,609,972	2,648,653	3,673,424	78,578,094	2.22	7.06	9.28	2.83	3.93	83.96	90.72

資料8 「特別措置法」以後の同和予算の推移

(単位:百万円)

区分	年度	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	計
		国の同和予算	2,723 (6,217)	4,236 (11,893)	6,301 (23,423)	9,793 (34,297)	15,894 (42,530)	24,797 (57,513)	37,862 (82,307)
市町村	普通会計歳出総額 A	372,555	454,696	560,989	674,783	826,724	1,098,930	1,196,741	5,185,418
	同和関係経費 B	12,501	23,059	38,047	47,969	66,642	83,501	82,726	354,445
	B/A %	3.4	5.1	6.8	7.1	8.1	7.6	6.9	6.8
府	普通会計歳出総額 C	326,245	375,351	437,370	521,116	612,983	800,464	826,156	3,899,685
	同和関係経費 D	6,652	9,798	14,261	21,162	24,955	28,845	26,663	132,336
	D/C %	2.0	2.6	3.3	4.1	4.1	3.6	3.2	3.4

(注) ①国の予算の()内は一般予算の同和枠分を含むものである。
 ②市町村については決算額である。
 ③大阪府については最終予算額である。

資料13 「特別措置法」以後の同和对策事業債元利償還金の10条適用状況

(単位:千円)

区分	年度	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	計
		同和对策事業債にかかる元利償還金 A	—	60,402	366,128	728,291	1,215,421	1,045,638	1,554,180
Aのうち10条指定分 B	—	10,244	24,621	47,096	80,304	89,587	124,910	376,762	
B/A %	—	17.0	6.7	6.5	6.2	8.6	8.0	7.6	

資料11 「特別措置法」以後の年度別、対策別同和対策事業費調
(府下全市町村)

(単位:千円)

区分	年度別事業費										Aの財源内訳					構成比%										
	44	45	46	47	48	49	50	計	国支出金	府支出金	地方債	その他	税等	B	C	D	E	F	HF	B	C	D	E	F	HF	
	A										B	C	D	E	F	A	A	A	A	A	A					
1 生活環境保健医療費	①住宅整備	5,081,563	8,556,338	10,880,419	12,719,207	13,553,114	15,671,492	17,702,423	84,094,576	25,935,461	17,491,349	28,626,949	1,079,528	10,570,290	30.8	20.8	51.6	34.0	1.8	12.6	45.6					
	②道路整備	1,302,023	1,621,336	1,230,383	3,506,135	3,716,806	4,420,789	3,561,075	21,588,528	6,112,538	4,927,025	6,734,795	218,888	3,365,287	22.6	23.1	51.7	31.5	1.0	15.8	47.3					
	③下水道整備	408,365	713,671	623,600	696,900	408,644	707,723	432,286	3,990,564	926,628	1,642,789	1,070,362	88,342	282,463	23.2	41.2	64.4	26.8	2.2	6.9	33.4					
	④その他	297,258	600,904	1,238,300	1,223,822	1,920,367	1,365,678	2,277,172	8,963,689	648,448	1,241,109	6,777,349	6,722	289,871	7.2	13.8	21.0	75.6	0.2	3.2	78.9					
	小計	7,189,214	11,491,689	13,972,702	18,146,044	19,598,931	22,055,651	23,972,536	118,407,187	33,614,650	35,302,272	43,229,454	1,783,680	14,407,911	22.4	21.4	49.8	36.5	1.5	12.2	48.7					
2 福祉費	①障害者	234,524	603,081	551,133	598,008	2,381,627	4,801,989	2,374,988	11,533,720	337,842	4,347,269	6,229,293	146,637	374,749	2.6	37.7	40.5	55.0	1.3	3.2	58.2					
	②保育所	630,556	726,211	1,749,034	2,713,027	4,220,066	3,872,869	4,742,579	18,634,782	731,037	8,389,223	8,626,799	182,083	745,530	3.9	45.0	48.9	46.2	0.9	4.0	50.2					
	③その他	183,431	843,320	1,152,619	2,189,907	4,873,153	5,370,825	3,786,691	18,399,946	397,530	4,651,816	12,318,965	157,323	874,282	2.2	25.3	27.5	67.0	0.7	4.8	71.8					
小計	1,048,111	2,172,612	3,452,786	5,500,942	11,474,786	14,045,965	10,894,258	48,990,458	1,466,409	17,388,348	27,265,077	486,043	1,994,571	3.0	35.8	38.8	56.2	0.9	4.1	60.3						
3 教育費	①小・中学校	1,694,536	4,112,234	9,568,014	8,183,086	15,084,319	18,437,622	15,180,187	72,069,821	1,732,806	365,594	45,934,106	730,606	23,306,709	2.5	0.4	2.9	63.7	1.1	32.3	96.0					
	②その他	9,728	76,568	322,584	826,333	879,084	3,274,331	2,914,447	8,303,905	32,687	2,653,945	4,884,229	84,625	666,119	0.4	32.0	32.4	38.6	1.0	8.4	66.6					
	小計	1,594,494	4,188,802	9,890,598	9,009,419	15,963,403	21,711,983	18,094,634	80,373,726	1,765,493	2,961,539	50,788,335	815,231	23,972,828	2.3	3.7	6.0	63.2	1.0	28.8	93.0					
4 その他整備事業	①	227,753	1,047,553	970,108	3,294,410	3,325,985	2,531,548	1,781,074	13,488,836	37,865	3,104,333	6,625,127	387,094	1,354,287	0.3	17.3	33.1	48.1	2.8	10.0	39.1					
	計	5,990,774	18,901,028	30,286,194	36,061,435	50,383,165	60,324,746	54,732,895	260,850,187	36,933,817	50,756,512	127,917,993	3,441,838	41,810,007	11.2	19.9	33.7	49.0	1.3	16.0	65.0					
運営関係経費	2,510,401	4,138,241	7,769,824	11,907,134	16,072,944	23,176,144	27,993,456	91,285,084	2,074,941	6,028,972	2,648,633	3,673,474	79,578,094	2.2	7.1	9.3	2.5	3.9	84.0	85.8						
合計	12,501,175	23,659,415	38,646,818	47,968,569	66,642,049	83,500,890	82,736,331	354,446,271	29,008,758	57,366,484	120,566,646	7,115,282	120,388,101	11.0	16.2	27.2	36.8	2.0	24.0	73.9						

資料10 「特別措置法」以後の普通会計と同和事業費の状況(歳出額)
(府下全市町村) (単位:千円)

年度	歳出総額 A	同和対策事業費 B	B/A %	Aのうち税等の額 C	Bのうち税等の額 D	D/C %	C/A %	D/B %
44	372,554,944	12,501,175	3.4	192,658,735	4,560,607	2.4	51.7	36.5
45	454,695,609	23,059,419	5.1	235,183,158	7,527,730	3.2	51.7	32.7
46	560,988,939	38,046,818	6.8	276,619,257	12,872,067	4.7	49.3	33.9
47	674,782,626	47,968,569	7.1	331,062,238	14,735,348	4.5	49.1	30.7
48	826,723,593	66,642,049	8.1	425,122,451	21,957,920	5.2	51.4	33.0
49	1,098,929,856	83,500,890	7.6	578,008,954	32,586,768	5.6	52.6	39.0
50	1,196,741,356	82,726,351	6.9	553,373,087	26,147,661	4.7	46.2	31.6
計	5,185,416,923	354,445,271	6.8	2,592,027,880	120,388,101	4.6	50.0	34.0

「特別措置法」以後の同和事業費の状況(普通建設事業費)
(府下全市町村) (単位:千円)

年度	普通建設事業費 総額 A	同和対策普通建設 事業費 B	B/A %	Aのうち税等の額 C	Bのうち税等の額 D	D/C %	C/A %	D/B %
44	150,138,003	9,990,774	6.7	45,328,060	2,617,218	5.8	30.2	26.2
45	178,992,753	18,901,038	10.6	52,587,593	4,021,104	7.6	29.4	21.2
46	223,948,826	30,286,194	13.5	53,557,036	6,013,681	11.2	23.9	19.9
47	257,957,777	36,061,435	14.0	54,549,591	4,851,997	8.9	21.1	13.5
48	299,344,228	50,563,105	16.9	71,239,633	8,507,766	11.9	23.8	16.8
49	391,438,527	60,324,746	15.4	93,659,469	12,848,794	13.7	23.9	21.3
50	392,553,707	54,732,895	13.9	58,758,621	2,949,447	5.0	15.0	5.4
計	1,894,373,821	260,860,187	13.8	429,680,003	41,810,007	9.7	22.7	16.0

資料14 同和对策事業特別措置法に基づく各種事業補助率一覧

政令	区分	該当事業	補助率		事業主体
			施行前	施行後	
第1条 第1項 ()内	対象地域内で行われる事業で補助率2/3である場合	㊶ 集会所施設・設備整備費	—	2/3	市町村
		㊷ 同和对策事業施設・設備整備費	—	2/3	市町村、県
		㊸ 地域し尿処理施設整備費	—	2/3	市町村
		㊹ 七賢場汚水処理・解体施設整備費	—	2/3	〃
		㊺ 簡易水道施設整備費	—	2/3	〃
		㊻ 飲料水配管施設整備費	—	2/3	〃
		㊼ 社会福祉施設整備費(保育所、児童館、母子健康センター)	—	2/3	〃
		㊽ 農山漁村同和对策費	—	2/3	市町村、団体
		㊾ 農業基盤整備費	—	2/3	市町村
		㊿ 漁港改修事業費	—	2/3	〃
		㊶ 下水道工事費(都市下水道、公共下水道)	—	2/3	〃
		㊷ 公園事業費(児童公園)	—	2/3	〃
		㊸ 街路事業費(道路改良費、補装改良費、橋梁整備費)	—	2/3	〃
		㊹ 消防施設等整備費	—	2/3	〃
		㊺ 第二種公営住宅建設費	2/3	2/3	市町村、都道府県
㊻ 改良住宅建設費	2/3	2/3	〃		
㊼ 土地区画整理事業費	2/3	2/3	〃		
第1号	施設の運営費、職員役員費、事務費(工事事業費、住宅改修資金を除く)	㊶ 関係館運営費	1/2	1/2	市町村
		㊷ 児童館運営費	1/3	1/2	〃
		㊸ 地方改善事業附帯事務費	1/2	1/2	都道府県
		㊹ 農山漁村同和对策費(附帯事務費)	—	1/2	〃
		㊺ 同和地区金融指導費	—	1/2	〃
		㊻ 特別保育事業費	—	8/10	都道府県、市町村
第2号 ()外	都道府県(法令の規定に基づき特定の事業を都道府県及び特定の市が行うこととされている場合における当該事業を行う市を含む)が行う同和对策事業費	㊶ 巡回保健相談事業費	—	1/2	都道府県、特令市
		㊷ 職業訓練所施設整備費	1/2	1/2	都道府県
		㊸ 職業訓練費	1/2	1/2	〃
		㊹ 職業訓練所設備整備費	1/2	1/2	〃
㊺ 地区整備費(不良住宅の除却)	1/2	1/2	〃		
第2号 ()内	都道府県が行う同和对策事業費	㊶ 職業訓練受講奨励金、受講支度金	—	2/3	都道府県
		㊷ 地区産業振興対策事業費(海外調査、見本収集、商品開発、市場開拓)	—	2/3	〃
		㊸ トラホーム予防費	—	2/3	〃
㊹ 同和地区高等学校等進学奨励費	1/2	2/3	〃		
第3号 ()外	市町村その他の団体が行う同和对策事業費(間接補助)一(予算補助)	㊶ 小規模事業指導費	1/2	1/2	商工会等
第3号 ()内	市町村その他の団体が行う同和对策事業費(間接補助)	㊶ 農山漁村同和对策費(事業費)	4/10-6/10	2/3	市町村、団体
第4号	住宅改修資金貸付事業	㊶ 住宅新築資金等貸付事業(新築資金、改修資金、宅地取得資金)	1/4	1/4	市町村
第2項	他の法令の規定により行われる同和对策事業で当該、他の法令の規定で補助率2/3をこえる場合(離島、産後地、新産都市等他の特別法と競合する場合の取扱い)	㊶ 保育所施設整備費=児童福祉法	1/2	2/3	市町村
第2条	法律で2/3を下まわる補助率を規定している同和对策事業で2/3にするもの	㊶ 地区整備費(不良住宅の除却)=住宅地区改良法	1/2	2/3	〃

同和对策事業特別措置法により補助率が引き上げられるもの(政令規定分は除く)

該当事業	補助率		実施主体	該当事業	補助率		実施主体
	施行前	施行後			施行前	施行後	
㊶ 同和地区集会所設備費	1/2	2/3	市町村	㊶ 児童福祉施設等整備費(母子健康センター)	1/3	2/3	市町村
㊷ 同和地区集会所整備費	1/2	2/3	〃	㊷ 水道施設整備費(簡易水道)	1/3-1/4	2/3	〃
㊸ 同和对策事業施設整備費(仮設住宅)	1/2	2/3	〃	㊸ 地域し尿処理施設整備費	1/3-1/4	2/3	〃
㊹ 下水道事業費(都市下水道)	1/3	2/3	〃	㊹ 児童福祉施設等整備費(児童館)	1/3	2/3	〃
㊺ 街路事業費(二種のみ)(道路改良費補装新設費)	1/2	2/3	〃	㊺ 土地改良費	4.5/10	2/3	〃
				㊻ 漁港整備費(改修)	1/2	2/3	〃

資料12 「特別措置法」以後の年度別・市町村別同和对策事業費調(関係市町村(除大阪市))

普通建設事業費															(単位:千円)									
市町村	年度別事業費						Aの財源内訳					構成率												
	44	45	46	47	48	49	50	計	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	税等	B/A	C/A	D/A	E/A	F/A	D+F/A					
A	28,90	119,02	255,31	566,63	291,25	318,24	1,067,95	2,989,18	415,91	1,077,937	881,948	0	302,212	16.0	41.6	57.6	34.5	—	7.9	42.4				
B	61,406	169,014	167,845	490,804	57,039	348,143	87,291	1,341,601	149,194	554,470	596,313	271	40,750	11.1	41.3	52.4	41.5	0.1	3.0	47.5				
C	165,551	295,533	1,118,992	2,534,361	899,297	411,614	135,465	5,539,782	615,061	1,063,883	2,794,302	83,094	783,428	14.7	19.5	34.2	50.3	1.4	14.1	61.1				
D	229,802	516,250	781,194	683,828	1,240,627	2,078,059	1,331,686	6,863,460	440,875	1,761,610	3,100,200	0	739,664	6.4	25.7	32.1	56.8	—	11.1	67.9				
E	81,528	654,957	867,687	1,112,439	835,257	839,842	234,519	4,664,860	652,233	1,936,461	1,648,319	127,975	259,212	14.8	41.5	56.3	33.3	2.8	3.6	40.9				
F	80,503	67,914	370,533	479,291	563,287	1,074,688	696,109	3,130,575	611,966	674,422	1,036,422	7,367	284,263	13.6	26.2	33.8	33.0	0.6	26.6	58.6				
G	—	—	—	—	—	—	2,003	2,003	0	0	0	2,000	83	—	—	—	—	—	96.0	4.0	4.0			
H	95,434	145,886	181,875	130,257	189,779	236,616	187,944	1,189,811	16,821	892,571	161,648	29,473	83,276	1.4	75.0	76.4	13.6	2.3	7.5	21.1				
I	13,821	51,853	17,228	29,029	53,300	227,622	239,555	661,861	73,586	257,300	140,149	19,181	23,725	71.4	60.0	71.4	21.2	2.9	4.5	25.7				
J	525,611	2,251,000	2,617,350	2,229,872	4,352,113	3,571,387	3,627,631	19,407,984	3,388,628	4,261,510	9,727,759	74,464	1,566,650	37.5	22.0	29.5	50.1	0.3	30.1	60.2				
K	221,524	457,298	673,059	940,803	949,406	799,119	421,330	3,702,579	409,620	882,686	1,868,516	118,972	482,947	10.9	23.5	31.4	49.7	3.1	11.8	62.5				
L	265,361	640,306	765,562	1,131,937	983,856	924,961	1,142,938	5,797,961	838,620	1,100,024	3,214,816	55,176	539,315	24.5	19.0	31.5	56.0	0.9	9.6	63.6				
M	727,163	710,612	1,051,136	1,969,536	1,644,357	324,400	85,735	6,314,449	288,822	2,010,295	3,548,114	60,222	431,892	4.6	31.7	36.3	56.0	0.9	6.8	62.6				
N	312,355	896,629	869,361	846,984	415,822	381,735	728,603	4,633,649	619,592	1,288,311	2,214,185	0	311,528	12.9	28.9	42.8	45.7	—	7.5	51.2				
O	181,627	502,621	1,948,254	1,364,140	690,213	138,156	234,133	4,579,044	432,745	1,041,429	2,892,013	31,743	567,104	9.1	20.9	30.0	58.1	0.5	11.1	69.5				
P	1,047,731	1,527,534	1,669,709	2,311,921	1,696,470	2,737,777	1,229,696	12,231,640	2,875,519	3,407,382	4,919,575	54,266	974,869	23.5	27.9	51.1	40.2	0.4	8.0	68.2				
Q	410,146	1,164,131	1,565,530	3,240,925	4,588,301	5,177,491	2,077,511	18,144,035	3,882,085	4,564,071	7,130,665	1,026,659	1,549,211	21.3	25.1	46.4	39.4	5.7	8.5	47.9				
R	91,620	172,911	493,748	613,912	1,041,596	1,044,900	1,011,943	4,430,439	785,554	1,316,790	2,136,732	56,365	134,855	17.7	29.7	47.4	48.2	1.4	3.0	51.2				
S	279,627	170,871	632,849	1,015,997	990,560	3,644,469	986,538	7,720,151	380,987	2,814,362	3,716,149	1,422	665,231	7.5	36.5	41.0	48.1	0.1	7.8	53.9				
T	62,174	66,773	571,101	1,284,827	2,305,323	3,451,324	9,624,535	17,388,057	1,353,892	3,646,211	9,501,937	439,640	426,617	19.3	21.0	40.3	54.7	2.5	2.5	57.2				
U	100,655	424,349	310,821	433,438	798,630	632,576	947,293	3,869,186	541,251	1,183,349	1,972,519	11,170	156,667	11.0	30.6	44.6	51.0	0.4	4.0	53.0				
V	48,066	216,487	203,389	155,682	306,737	393,238	160,942	1,539,591	165,523	482,800	531,684	24,465	335,174	10.8	31.4	42.2	34.5	1.5	21.8	56.3				
計	5,021,624	11,883,619	17,221,164	23,236,635	24,282,674	28,910,735	26,301,961	136,229,424	21,223,371	36,504,502	64,637,735	2,220,431	11,563,346	15.6	26.8	42.4	47.5	1.6	8.5	58.0				

Gは50年度から関係市町村に含めた。

資料15 同和对策事業特別措置法第10条の適用状況

指定年度	所管省	国庫負担金・補助金の名称	事業の内容
45年度	文部省	社会教育施設整備費 同和地区集会所整備費	同和地区集会所
	厚生省	社会福祉施設整備費 同和地区改善施設整備費	隣保館・共同浴場・ 共同作業場等
	農林省	農業振興費 農山漁村同和对策事業費	農林漁業近代化施設 整備事業
	建設省	住宅地区改良費 地区整備費 (改良住宅建設用地取得造成費を除く)	
46年度	厚生省	社会福祉施設等施設整備費	保育所・児童館・ 母子健康センター
	農林省	漁港施設費 漁港改修費等	漁港改修
	建設省	都市計画事業費 公園事業費 (児童公園)	児童公園
47年度	農林省	土地改良事業費 ほ場整備事業費	同和对策農業基盤整 備事業
	建設省	都市計画事業 都市下水道事業 街路事業	都市下水道 街路
	自治省	消防施設等整備費 市町村消防施設費	小型動力ポンプ 防火水槽
48年度	厚生省	環境衛生施設整備費 地域し尿処理施設整備費	地域し尿処理施設
	建設省	道路事業費 地方道改修費	道路